

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

- 薬事法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 二
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (住宅課) 四

- 銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則 (生活環境第一課) 八

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (運転教育課) 九

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (任用審査課) 一二

### 訓令

- 埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令 (監査第一課) 一二

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 一二

- 彩の国だより新聞折り込み及び配布業務の落札者等に関する告示 (広聴広報課) 一三

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課) 一三

- 東松山都市計画事業(仮称)葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧 (環境政策課) 一三

- 大気汚染常時監視システム機器貸借に関する随意契約の相手方の公示 (青空再生課) 一三

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 一四

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出

### (社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出 ( ) 一七

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出 ( ) 一七

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( ) 一八

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 ( ) 二二

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 ( ) 二二

- 埼玉県総合リハビリテーションセンターの手術器材に関する随意契約の相手方等の公示(総合リハビリテーションセンター) 二五
- 平成二十一年度調理師試験及び製菓衛生師試験の実施 (保健医療政策課) 二五
- 平成二十一年度登録販売者試験 ( ) 二六
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託 (産業技術総合センター) 二六
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務の随意契約に関する公示 ( ) 二六
- 清算法人秩父大田土地改良区の清算人退任届 (秩父農林) 二七
- 腐蛆病患畜の発生 (畜産安全課) 二七
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二七
- 朝霞都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二九
- 埼玉県立学校教職員健康診断等業務に関する入札公告 ( ) 二九

(福 利 課) 二九  
 ○警察情報管理システム用サーバの賃貸借契約に係る随意契約の公示 (会 計 課) 三〇

○保管場所証明電子化システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ( " " ) 三〇

○警察ネットワーク用端末装置等の賃貸借契約に係る随意契約の公示 ( " " ) 三二

○110番ネットワークシステムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ( " " ) 三二

○通信指令システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ( " " ) 三二

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税 務 課) 三二

○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所) 三二

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 ( " " ) 三二

○県道越谷鳩ヶ谷線の区域の変更 (越 谷 県 土) 三三

○県道足立越谷線の供用の開始 ( " " ) 三三

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 三四  
 ( " " ) 三四

○開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター) 三四  
 ( " " ) 三四

○ (越谷建築安全センター) ( " " ) 三五

○循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する公示 ( " " ) 三五

○小児医療センター医療情報システム運用管理業務の随意契約に関する公示 (循環器・呼吸器病センター) 三五

○小児医療センター ( " " ) 三五

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (小児医療センター) 三五

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選 管 委) 三六

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ( " " ) 三七

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ( " " ) 三八

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 ( " " ) 三八

○政治資金規正法に基づく資金管理 ( " " ) 三八

理団体の届出事項の異動 (選 管 委) 四八  
 ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ( " " ) 四八

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 ( " " ) 四八

○住民監査請求に係る監査結果の公表 (監査第二課) 五一

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「業務従事許可」を「業務従事許可等」に改め、同条第一項及び第二項中「第七条第三項ただし書」の下に、「第二十八条第三項ただし書又は第三十五条第三項ただし書」を加え、同条第三項を削る。

第二条及び第三条を削る。  
 第四条中「第三十二条の」を「第三十二条の規定による」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「配置販売業者又はその配置員の配置従事者身分証明書」を「身分証明書」に改め、同条を第三条とする。  
 第六条の見出し中「身分証明書」を「配置従事者身分証明書」に改め、同条中「廃業」を「廃業し、」に改め、同条を第四条とする。

第七条を削る。  
 第八条中「省令」を「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。)」に改め、同条を第五条とし、第九条を第六条とし、第十条を第七条とする。

第十一条中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。  
 第十四条中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条を第十一条とする。  
 様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号(第1条関係)

薬局管理者の薬局以外の業務従事許可申請書  
 店舗管理者の営業所  
 店舗管理者の営業所

年 月 日

(あて先)

埼玉県 保健所長

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

申請者

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

第7条第3項ただし書の規定により、下記のとおり許可を受けたいので申請します。  
 薬事法第28条第3項ただし書の規定により、下記のとおり許可を受けたいので申請します。

記

管 理 者	氏 名	
	住 所	
管理している薬局 (店舗、営業所)	名 称	
	所 在 地	
	氏名(法人にあつては名称)	
管理しようとする薬局 (店舗、営業所) 又は従事しようとする業務の場所	名 称	
	所 在 地	
業 務 内 容		
業 務 期 間		
備 考		

様式第2号(第1条関係)

薬局管理者の店舗以外の業務従事許可書  
薬局管理者の店舗  
営業所管理者の営業所

指令 第 号

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年月日付で申請のあつた店舗管理者の店舗以外の業務従事に  
薬局管理者の店舗  
営業所管理者の営業所

第7条第3項ただし書  
第28条第3項ただし書  
第35条第3項ただし書  
については、薬事法第35条第3項の規定により、申請のとおり許可します。

年月日

埼玉県 保健所長 印

様式第三号中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」と、「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」と改める。

⑩を「氏名(自署又は記名押印)」と改める。

様式第四号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」と、「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第5条第1項」を「第3条第1項」と改める。

⑩を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第5条第1項」を「第3条第1項」と改める。

様式第五号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」と、「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第5条第2項」を「第3条第2項」と改める。

⑩を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第5条第2項」を「第3条第2項」と改める。

様式第六号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」と、「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第6条の」を「第4条の」と改める。

⑩を「氏名(自署又は記名押印)」と、「第6条の」を「第4条の」と改める。

様式第七号を削る。

様式第八号中「(第11条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第九号中「(第12条関係)」を「(第9条関係)」と、「第12条の」を「第9条の」と、「合格番号」を「合格証書番号」と改め、同様式を様式第八号とする。

様式第十号中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」と、「申請者」を「届出者」と、「第14条の」を「第11条の」に改め、同様式を様式第九号とする。

附則

- 1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。
- 2 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第十条の既存配置販売業者については、改正前の第七条及び様式第七号の規定は、なおその効力を有する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(知事が必要と認める図書)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。次条及び第六条において「省令」という。)第二条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項又は第六条の第二項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。次号及び第五号において「住宅品質確保法」という。)第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十二号。次号及び第五号において「住宅品質確保法施行規則」という。)第四十一条第一項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法

第四十四条第三項の登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下この号及び次条第一号において「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し

四 住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項の型式住宅部分等製造者認証書（次条第二号において「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の交付を受けている場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

五 法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅の構造及び設備について、平成二十一年国土交通省告示第二百九号（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件）第三に掲げる基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第八十条第一項の特別評価方法認定書の写し又は住宅品質確保法第五十九条第一項の登録試験機関が作成した、住宅品質確保法施行規則第八十三条第一項の証明書と同等の内容を有する書類の写し

六 第四条第一号に規定する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項の地区計画等（第四条第一号において「地区計画等」という。）を定めた市町村から第四条第一号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し

ロ イに掲げる場合以外の場合 第四条第一号に掲げる基準に適合することを確認できる図書

七 第四条第二号に規定する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の景観計画（第四条第二号において「景観計画」という。）を定めた同法第七条第一項の景観行政団体から第四条第二号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し

ロ イに掲げる場合以外の場合 第四条第二号に掲げる基準に適合することを確認できる図書

八 第四条第三号本文に掲げる基準に適合することが明らかでない場合 当該基準に適合することを確認できる図書

（知事が不要と認める図書）

第二条 省令第二条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものとする。

一 前条第三号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合であつて、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

二 前条第四号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であつて、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項が当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき 当該各項に掲げる図書

三 一の建築物について、同時に二以上の認定申請又は変更の認定申請（法第八条第二項において準用する法第五条第一項から第三項までの規定による変更の認定の申請をいう。次条において同じ。）を行う場合であつて、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき 当該共用部分に係る図書

（申請の取下げ）

第三条 認定申請、変更の認定申請又は法第十条の承認の申請を取り下げようとする者は、様式第一号の申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準）

第四条 法第六条第一項第三号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 認定申請に係る建築物を地区計画等の区域のうち都市計画法第十二条の五第二項第三号の地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合にあっては、当該建築物が同条第七項の規定により定められた事項（同項第二号に係るものに限る。）に適合していること。

二 認定申請に係る建築物を景観計画の区域において建築しようとする場合にあっては、当該建築物が景観法第八条第三項第二号の規定により定められた制限に適合していること。

三 認定申請に係る建築物を次の区域において建築しようとするものではないこと。ただし、当該区域を定めた者の意見を聴いて当該建築物が長期にわたり存することに支障がないと知事が認める場合は、この限りでない。

- イ 都市計画法第四条第四項の促進区域の区域
- ロ 都市計画法第四条第六項の都市計画施設の区域
- ハ 都市計画法第四条第七項の市街地開発事業の施行区域
- ニ 都市計画法第四条第八項の市街地開発事業等予定区域の区域
- ホ 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第八条第一項の告示があった日後における同法第二条第三項の改良地区の区域

(報告)

第五条 法第十条の認定計画実施者は、次の各号に掲げる場合において法第十二条の規定により認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められたときは、次の各号に定める様式により報告しなければならない。

- 一 法第九条第一項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了した場合 様式第二号の工事完了報告書
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 様式第三号の状況報告書

第六条 法第九条第一項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をしようとする法第十条の認定計画実施者は、様式第四号の取りやめ申出書に省令第六条の通知書(法第八条第一項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第六条の通知書及び省令第九条の通知書)を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

申請取下げ書

(あて先)

埼玉県知事

年 月 日

住所  
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり申請を取り下げます。

申請の種類	認定申請 ・ 変更認定申請 ・ 承認申請
申請年月日	年 月 日
申請に係る住宅の位置	
取下げの理由	
備考	

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第 号		
担当者印		担当者印

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号(第5条関係)

工事完了報告書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所  
氏名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了したので報告します。

認定(変更認定)番号	第	号
認定(変更認定)年月日	年	月 日
認定に係る住宅の位置		
認定計画実施者の氏名 又は名称		
工完了の年月日	年	月 日
工事が完了したことを確認した建築士(工事施工者)の氏名、住所及び登録(許可)番号		
備考		

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第 号		
担当者印	担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第3号(第5条関係)

状況報告書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所  
氏名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築及び維持保全の状況について報告します。

認定(変更認定)番号	第	号
認定(変更認定)年月日	年	月 日
認定に係る住宅の位置		
認定計画実施者の氏名 又は名称		
報告の内容		
備考		

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第 号		
担当者印	担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号(第6条関係)

取りやめ申出書

年月日

(あて先)

埼玉県知事

住所  
氏名 ④

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので次のとおり  
申し出ます。

認定(変更認定)番号	第	号
認定(変更認定)年月日	年	月 日
認定に係る住宅の位置		
取りやめの理由		
備考		

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第		
担当者印	担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署することにより、押印を省略することができません。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病气(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかつている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかつている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 指定期間は5年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(公示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務先の名称及び所在地並びに診断の対象者を埼玉県報により公示するものとする。

(委任)

第3条 医師の指定に係る事務に関する細目的事项については、埼玉県警察本部長が定める。

附 則  
この規則は、平成21年6月1日から施行する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「更新期間が満了する日」の次に「（以下「満了期間」という。）」を加え、同項第1号中「当該運転免許証の有効期間が満了する日」を「当該者の満了日」に改める。

第18条の3を次のように改める。

（高齢者講習等に係る書面）

第18条の3 法第101条の4第3項第1号に掲げる者に送付する同項に規定する書面（以下「高齢者講習等通知書」という。）に記載する必要な事項は、同号に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当該者の氏名及び住所（当該者の満了日の191日前の日に当該者の運転免許証に記載されているものをいう。以下この条において同じ。）
- (2) 講習手数料の額
- (3) その他法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）受講手続に必要な事項
- 2 法第101条の4第3項第2号に掲げる者に送付する高齢者講習等通知書に記載する必要な事項は、同号に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 当該者の氏名及び住所
  - (2) 前項第2号及び第3号に定める事項
  - (3) 検査手数料の額
  - (4) その他法第97条の2第1項第3号イに規定する検査受検手続に必要な事項
- 3 高齢者講習等通知書は、当該高齢者講習等通知書に係る者の住所に送付するものとする。

第24条の2中「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

第25条第1項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

第25条の2の見出し中「受験」を「受検」に改め、同条中「第90条第6項及び法第103条第5項」を「第90条第8項及び法第103条第6項」に改め、同条次に次の2条を加える。

（認知機能検査員講習の申請）

第25条の3 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第4条第2項第2号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第180の4の申請書を埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。

（認知機能検査の受検申請）

第25条の4 法第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受けようとする者は、別記様式第180の6の申請書を運転教育課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第26条第2項中「埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）」を「運転教育課長」に改め、同条第12項中「法第108条の2第1項第12号に掲げる講習」を「高齢者講習」に改め、同条第14項中「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）」を「講習規則」に改め、「第2条第1項第1号の表一の項」の次に「又は第2号の表一の項」を加え、同条第15項中「第2条第1項第1号の表一の項」の次に「又は第2号の表一の項」を加え、「申請書を、」を「申請書を」に改める。

第27条第1項中「第90条第9項又は法第103条第8項（法第107条の5第2項）」を「第90条第12項又は法第103条第10項（法第107条の5第3項）」に改める。

別記様式第16の2を次のように改める。

別記様式第16の2（第24条の2関係）

臨時適性検査受検申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

申請者

住所

氏名

生年月日

電話番号

年 月 日（ 歳）

（ ）

道路交通法施行令第37条の7第2項第1号に規定する臨時適性検査を受けたいので申請します。

交付公安委員会	公安委員会	
交付年月日	年 月 日	号
免許証番号	第	号
免許種別		
免許の条件		
受検理由 (具体的に記載)		
備考		

別記様式第17中「第102条 第1項」を「第102条第 項」に、「第37条の7第1項」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

別記様式第18の2及び別記様式第18の3中「第90条第6項」を「第90条第8項 第103条第5項」を「第103条第6項」に、

「拒否又は保留」を「拒否又は保留」に改める。  
 「拒否又は保留」を「拒否又は保留」に改める。  
 「取消し又は効力の停止」を「取消し又は効力の停止」に改める。

別記様式第18の3の次に次の2様式を加える。

別記様式第18の4(第25条の3関係)

講習申請書			年 月 日
埼玉県公安委員会 殿			
住所			
申請者			
氏名			
			年 月 日生
運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習を受講したいので申請します。			
講習	(埼玉県収入証紙はり付け欄)		
手数料			
備考			

別記様式第18の5(第25条の4関係)

講習予備検査(認知機能検査)受検申請書			年 月 日
埼玉県公安委員会 殿			
住所			
申請者			
氏名			
			年 月 日生
道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受けたいので申請します。			
検査	(埼玉県収入証紙はり付け欄)		
手数料			
備考			

別記様式第25の8中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第1号第1号」に改める。

別記様式第28中「第90条第7項」を「第90条第12項」に、「第103条第8項」を「第103条第10項」に改める。

別記様式第29中「第107条の5第2項」を「第107条の5第3項」に、「第103条第8項」を「第103条第10項」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則一七一―一六

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一七一―四)の一部を次のように改正する。

別表第二中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

訓 令

埼玉県監査委員

埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県監査委員 春日敏彦

埼玉県監査委員 米田正巳  
埼玉県監査委員 田中龍夫  
埼玉県監査委員 大山忍  
埼玉県代表監査委員 春日敏彦

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令  
埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程(昭和五十九年  
埼玉県代表監  
査委員 訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号事務局長専決事項の欄5ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

別表第二課長共通専決事項の欄9ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部

NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域

振興センターにおいて備え置く方法並び

にインターネットを利用する方法(埼玉

県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧

に供する。  
平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 視覚障がい者

支援しるがめ

三 代表者の氏名

村上 琢磨

四 主たる事務所の所在地

新座市新堀二丁目十一番十四号

五 定款に記載された目的

本法人は、目の不自由な人が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、目の不自由な人が生活の質の向上を図り、社会参加することをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 2,350千部(平均)×12回(8ページ×7回、12ページ×5回)

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

7.65円(8ページ税抜き1部当たり)の単価)

8.68円(12ページ税抜き1部当たり)

(の旨)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年2月6日

埼玉県告示第七百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

1 申請のあった年月日

平成二十一年五月二十日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東日本事業支援機構

3 代表者の氏名

矢島 政男

4 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目一六番三号

埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目一六番三号

5 定款に記載された目的

この法人は、中小企業経営者・個人経営者及び生活者に対し、事業及び生計の再構築並びに、新規事業の立ち上げ、運営、税務、財務、法務、労務問題等に関する相談事業及び、セミナー運営事業を専門家を中心に行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百五十七号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により、東松山市から東松山市の区域内において行われる東松山市計画事業(仮称)葛袋土地地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の提出があった。この事業に係る関係地域が存在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

1 関係地域が存在する市町村

東松山市、鳩山町、嵐山町、滑川町

2 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市都市計画課

鳩山町環境課

嵐山町環境課

滑川町環境課

ロ 期間

平成二十一年五月二十九日(金)から同年六月二十九日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

大気汚染常時監視システム機器貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県環境部青空再生課大気監視担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県環境部環境政策課

- 宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額  
40,572,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。  
平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田清司

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
青木 医療法人至仁会 圏央所沢病院	蓮沼 武雄	川口市西青木一―一―三三	平成二十一年三月二日
こぶし 医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九二―一	平成二十一年四月一日
医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	所沢市こぶし町一―七―一〇(こぶし団地入口テナント会館一階)	平成二十一年五月一日
たなか 医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	所沢市東狭山ヶ丘五―二七四六―五	平成二十一年三月十八日
榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	田中 昭子	加須市東栄二―一九―二二	平成二十一年四月一日
榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	榊澤 健太郎	東松山市松山町一―一―一〇	平成二十一年四月八日
上尾 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	竹下 和秀	上尾市壺丁目四六六―四	平成二十一年四月三日
上尾 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	榊澤 健太郎	上尾市今泉三六五―六八	平成二十一年四月十五日
上尾 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	上尾 榊澤 健太郎	上尾市柏座三―一―四八	平成二十一年四月一日
医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	上尾市赤山本町八―五	平成二十一年四月一日
医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	越谷市赤山本町八―五	平成二十一年四月一日
医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人至仁会	越谷市赤山本町八―五	平成二十一年四月一日
小島 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	小島 榊澤 健太郎	越谷市東越谷二―一六―一	平成二十一年四月一日
小島 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	小島 榊澤 健太郎	越谷市下間久里七七八―一	平成二十一年四月二十八日
小島 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	小島 榊澤 健太郎	越谷市下間久里七七八―一	平成二十一年四月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	草加市松原五―一―一五	平成二十一年四月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	越谷市下間久里七九〇―一	平成二十一年五月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	朝霞市西弁財一―一四―一四	平成二十一年五月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	朝霞市西弁財一―一四―一四	平成二十一年五月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	桶川市寿一―一四―一二	平成二十一年四月一日
大城 榊澤 医療法人至仁会 圏央所沢病院	大城 榊澤 健太郎	比企郡嵐山町菅谷字東原二六四―一	平成二十一年四月十六日

白岡ファミリークリニック	小 熊 クリニック	森 田 歯科 医院	ち え 歯科 医院	ワイズデンタルクリニック	マチダデンタルオフィス	大 塚 歯科 医院	医療法人社団康寧会 立川歯科医院	大 沢 歯科 医院	医療法人社団慶學会 こしば歯科医院	た け や 歯科 科	医療法人一九会 ロータス歯科室	医療法人秀心会 ウニクス上里歯科	ほそや 歯科クリニック	スギ薬局 川口江戸店	な み き 薬 局	スギ薬局 所沢牛沼店	ひまわり薬局 所沢店	プラザ薬局 所沢店	エンゼル調剤薬局 加須店	りぼん薬局 春日部店	黒沢薬局 小松店	く る み 薬 局	上尾クローバ薬局	ウエルシア薬局朝霞駅東口店	スギ薬局 上里店
辺 田 哲 郎	小 熊 英 俊	医 療 法 人 朝 日 会	宮 本 千 恵 子	山 口 学 伸	町 田 健	大 塚 悦 朗	医 療 法 人 社 団 康 寧 会	大 澤 孝 一	医 療 法 人 社 団 慶 學 会	竹 谷 尚 人	医 療 法 人 一 九 会	医 療 法 人 秀 心 会	細 谷 真 人	株 式 会 社 スギ薬局	株 式 会 社 ハートフルメディカル	株 式 会 社 スギ薬局	株 式 会 社 わ か ば	株 式 会 社 栄	株 式 会 社 みらいファーマシー	有 限 会 社 リボンメディカル	株 式 会 社 黒 沢 薬 局	株 式 会 社 アイアイファーマシー	株 式 会 社 クローバ薬局	ウエルシア関東株式会社	株 式 会 社 スギ薬局
南埼玉郡白岡町小久喜二〇〇一	新座市野寺二二〇一八	川口市本町四一五 高橋ビル5F	所沢市松葉町一三 メゾンプレール2F	所沢市くすのき台二一四和第一ビル一階	上尾市西宮下四一三五四一	草加市金明町三七五三六	戸田市本町二一六一〇	戸田市新曾九四二二三	朝霞市東弁財三一六一六	新座市畑中二一六一八	蓮田市東四一五一一三 長崎屋蓮田店2F	児玉郡上里町七本木二二七二一一 ウニクス上里1F	北埼玉郡騎西町根古屋六四四一一	川口市江戸三三三二二四	川口市並木三一四一三二 カーサ・ビアンカーF	所沢市牛沼二四五一三	所沢市東町一一一	所沢市東狭山ヶ丘四一三六七二一七	加須市南篠崎一四三一一三	春日部市中央五一一三	鴻巣市小松一一三二二七	上尾市老丁目四六六一三	上尾市菅谷二六五一一	朝霞市根岸台五一一三	児玉郡上里町七本木二二七二一一ウニクス上里内
平成二十一年 四月 十日	平成二十一年 五月 一日	平成二十一年 四月 一日	平成十八年 五月 一日	平成二十年 二月 八日	平成二十一年 三月 十九日	平成二十一年 四月 六日	平成二十一年 四月 一日	平成二十一年 五月 一日	平成二十一年 二月 一日	平成二十年 九月 一日	平成二十一年 五月 一日	平成二十一年 三月三十一日	平成二十一年 四月 七日	平成二十一年 四月 二十七日	平成二十一年 四月 一日	平成二十一年 四月 十五日	平成二十一年 四月 一日	平成二十一年 四月 二日	平成二十一年 四月 一日	平成二十一年 五月 一日	平成二十一年 四月 十三日	平成二十一年 四月 七日	平成二十一年 五月 一日	平成二十一年 三月 一日	平成二十一年 一月二十六日

二 施術者

氏名		住所	施設名称		所在地	指定年月日
石田	和則		見晴町接骨院	熊谷市見晴町二六六―四	平成二十一年三月二十三日	
櫻井	大介		みなみ整骨院	加須市花崎一―二七―七	平成二十一年四月七日	
植井	聖徳		本庄中央整骨院	本庄市南一―二一―〇アピタ二F	平成二十一年三月三十日	
生沼	秀明		おおざと整骨院	越谷市大里四―一六	平成二十一年四月十三日	
梅田	誠		梅の湯接骨院	戸田市上戸田五―二六―一〇	平成二十一年三月二十二日	
福田	眞也		<small>ふくだ整骨院はらきゅうマッサージ院</small>	東京都板橋区蓮根二―一三―七	平成二十一年五月一日	
大瀧	仁		大瀧接骨院	新座市野火止二―二二―一五	平成二十一年三月二十三日	
熊田	孝幸		くま接骨院	志木市本町一―六―三	平成二十一年四月二十三日	
滝本	敬三		どんぐり整骨院	新座市東三―一六―一九メゾンドールH a S e B e 一F	平成二十一年三月十二日	
小川	春樹		やまだ接骨院	蕨市南町二―二二―七	平成二十一年四月二十八日	
鈴木	清司		鈴木整骨院	志木市本町六―一六―五八 ウイング志木一〇―一	平成二十一年三月三十日	
白川	史暁		深谷なまい接骨院	深谷市宿根四―一	平成二十一年四月二十七日	
畑山	浩		畑山浩	加須市久下四―三―一七	平成二十一年四月二十四日	
安藤	芳雄		坂本治療院	上尾市泉台一―一九―七―一〇五	平成二十一年二月十八日	
小野	智子		坂本治療院	上尾市泉台一―一九―七―一〇五	平成二十一年二月十八日	
栗畑	富士恵		坂本治療院	上尾市泉台一―一九―七―一〇五	平成二十一年二月十八日	
鈴木	徹也		坂本治療院	上尾市泉台一―一九―七―一〇五	平成二十一年二月十八日	
麻原	正人		たんぼぼ整骨院	新座市野火止七―二〇―二ウインドワード一F	平成二十一年四月三日	
酒井	英治		らいふマッサージ治療志本店	志木市本町五―二三―二三サルナート志木五〇二二	平成二十一年四月二十一日	
星	真		星治療院	北葛飾郡杉戸町下高野五九六―三一	平成二十一年四月二十四日	
福田	眞也		<small>ふくだ整骨院はらきゅうマッサージ院</small>	東京都板橋区蓮根二―一三―七	平成二十一年五月一日	

埼玉県告示第七百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
入間市夜間診療所	名	入間市土日夜間診療所	入間市夜間診療所
社医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院附属清地クリニック	名	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院附属清地クリニック	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院附属清地クリニック
こぶしクリニック	名	医療法人社団医心会酒田内科クリニック	こぶしクリニック
光の家療育センター	名	社会福祉法人毛呂病院光の家	光の家療育センター
社医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	名	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
たんぼぼ整骨院	名称	どんぐり整骨院	たんぼぼ整骨院
たんぼぼ整骨院	所在地	新座市東三六一一九メゾンドールHaseBeF	新座市野火止七二〇二ウインドワードF
寶珠山 俊平	氏名	大塚 俊平	寶珠山 俊平
室町整骨院	所在地	所沢市美原町二二一九六五―五	所沢市所沢新町二五五〇―八
おおざと整骨院	名称	東大沢おおざと整骨院	おおざと整骨院

埼玉県告示第七百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
並木歯科医院	秩父市野坂町一一一九―一三	平成十八年七月十三日

埼玉県告示第七百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
小川眼科皮膚科	上尾市須ヶ谷一一六一―一	平成二十一年三月二十七日
コンタクト	KDビル一〇三号	平成二十一年三月二十七日
北上尾セントラルクリニック	上尾市緑丘三三一一―二	平成二十一年三月二十七日
医療法人社団ベテル会	上尾市向山五九九―五 一階	平成二十一年三月二十七日
つばさクリニック	川口市並木三一一四―二二	平成二十一年三月三十一日
なみき薬局	カーサピアンカーF	平成二十一年三月三十一日
エンゼル調剤薬局	加須市南篠崎一四三―三	平成二十一年三月三十一日

医療法人社団慶寧会 こしば歯科医院	朝霞市東弁財二一四二〇	平成二十一年	一月三十一日
たけや歯科	新座市畑中二一六二五 マーガレットメゾン畑中一〇一	平成二十年	八月三十一日
大沢歯科医院	戸田市新曾九四二二三	平成二十一年	四月三十日
ホワイト歯科医院	上尾市上町一五一六芙蓉 ハイム一〇二	平成二十一年	三月二十七日
小島医院	越谷市東越谷二一六一	平成二十一年	三月三十一日
伊藤医院	桶川市寿一四四二二	平成二十一年	四月一日
樺澤内科医院	東松山市松山町一一一〇	平成二十一年	三月三十一日
たなか内科 クリニック	加須市東栄二一九一二	平成二十一年	四月一日
株式会社寿薬局 上尾店	上尾市小敷谷大久保八八〇	平成二十一年	三月二十七日
山崎医院	上尾市五番町一三一五	平成二十一年	三月二十七日
大木医院	上尾市愛宕二二九一八	平成二十一年	三月二十七日
大城外科胃腸科医院	草加市松原五一五	平成二十一年	四月一日
橋本歯科医院	上尾市緑ヶ丘一一四八	平成二十一年	三月二十七日
森田歯科医院	川口市本町四一一五 高橋ビル三F	平成二十一年	三月三十一日
有限会社 清水薬局東武店	加須市中央一一一五	平成二十年	九月三十日
つは歯科医院	上尾市柏座二一〇三三七〇	平成二十一年	三月二十七日

埼玉県告示第七百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

二 指定施術者

医療法人社団慶寧会 立川歯科医院	戸田市本町二一三一九	平成二十一年	四月一日
有限会社 清水薬局本店	加須市本町七一七	平成二十一年	三月三十一日
酒田内科クリニック	所沢市こぶし町一七七一〇一 こぶし団地入口 テナント会館二階	平成七年	二月二十八日
上尾調剤薬局	上尾市仲町一七二二三 サンシャイン四三ビル一階	平成二十一年	三月二十七日
くりはら薬局	上尾市宮本町一一一 アリコペールA館B一〇一	平成二十一年	三月二十七日
さくら薬局 若狭店	所沢市若狭三二五七六一二	平成二十一年	四月六日
ろくごう歯科医院	熊谷市箱田六一五一	平成二十一年	四月三十日
西上尾上林眼科	上尾市今泉三六五五六八	平成二十一年	四月一日
医療法人公央会 越谷西口皮膚科医院	越谷市赤山本町八一五 山六ビル二階	平成二十一年	二月一日
医療法人至仁会 吉川病院	所沢市若狭三二五七〇一一	平成二十一年	三月三十一日
渡辺産婦人科医院	上尾市富士見一一一四	平成二十一年	三月二十七日
こぐま薬局 上尾店	上尾市柏座二一四二二八 エリア赤熊一F	平成二十一年	三月二十七日

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
山田 晃裕		やまだ接骨院	蕨市南町二一一一 一七	平成二十一年 四月三十日
片岡 哲哉		あさひ整骨院	千葉県四街道市大 日四三二一三	平成二十一年 三月三十一日

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指 定 年 月 日
入間市豊岡北地域包括支援センター 地域包括支援センターむさしの 坂戸市地域包括支援センター若葉 医療法人社団和啓会メディクス草加クリニック	入間市黒須二―三―一三 富士見市南畑新田一六―一 坂戸市紺屋四〇―三 草加市氷川町二―四九―三	社会福祉法人 入間市社会福祉協議会 社会福祉法人 ふじみ野福祉会 医療法人 若葉会 医療法人社団 和啓会	介護予防支援 介護予防支援 介護予防支援 訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 居宅療養管理指導 訪問看護	平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 三月 二日 平成二十一年 三月 二日 平成二十一年 三月 二日 平成二十一年 三月 二日 平成二十一年 三月 二日 平成二十一年 三月 二日
医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	所沢市 中富一〇―一六	医療法人社団 和風会	介護予防短期入所療養介護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	平成二十一年 三月 一日 平成二十一年 三月 一日 平成二十一年 三月 一日 平成二十一年 三月 一日
医療法人至仁会 圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四―二九六二―一	医療法人 至仁会	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 二七日
スギ薬局 川口江戸店	川口市江戸三―三二―二四	株式会社 スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 二七日
日生薬局 栗橋店	北葛飾郡栗橋町小右衛門九三四―一	株式会社 日本生科学研究所	居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 二十日
ウエルシア薬局 朝霞駅東口店	朝霞市根岸台五―五―三	ウエルシア関東株式会社	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 一日 平成二十一年 四月 一日
スギ薬局 所沢牛沼店	所沢市牛沼二四五―三	株式会社 スギ薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 一日
ひまわり薬局 所沢店	所沢市東町一―一―一	株式会社 わかば	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 十五日 平成二十一年 四月 十五日
つばさ薬局	羽生市川崎二―八―三 イオンモール羽生2F	株式会社 わかば	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 二十八日 平成二十一年 四月 二十八日
			介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 二十二日

スギ薬局 上里店	児玉郡上里町七本三七一―ウニクス上里内	株式会社	スギ薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 三日
医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・富士見	富士見市勝瀬九三七―三	医療法人社団	葵会	居宅療養管理指導	平成二十一年 四月 三日
三芳ロイヤル訪問看護ステーション	入間郡三芳町藤久保六六―四第二ビル階	医療法人社団	明芳会	介護予防通所リハビリテーション	平成二十一年 四月 一日
有限会社 介護センターあかい	川口市安行領根岸二〇七九―一カームハイツ二〇三号	有限会社	介護センターあかい	介護予防短期入所療養介護	平成二十一年 四月 一日
グループホーム 聚楽苑	川口市戸塚五―一六―三	有限会社	薬師園	介護老人保健施設	平成二十一年 四月 一日
株式会社 ライフタイム	川口市前川三―一〇―八	株式会社	ライフタイム	通所リハビリテーション	平成二十一年 四月 一日
居宅介護支援事業所 さくら	春日部市大場八七二	医療法人社団	白桜会	居宅療養管理指導	平成二十一年 五月 一日
さくらデイサービスセンター	春日部市大場六五八―一	医療法人社団	白桜会	介護予防通所介護	平成二十一年 五月 一日
さくらケアセンター	春日部市大場八七二	医療法人社団	白桜会	訪問介護	平成二十一年 五月 一日
短期入所生活介護事業所 桃の里	越谷市船渡四三	社会福祉法人	幸光福祉会	短期入所生活介護	平成二十一年 四月 八日
老人デイサービスセンター みちみち	越谷市船渡二〇四六	社会福祉法人	光彩会	通所介護	平成二十一年 四月 十五日
フクウの家の	久喜市上早見四〇八―五	有限会社	扶久朗の家	居宅介護支援	平成二十一年 五月 七日
かぐらの里デイサービスセンター	北葛飾郡鷺宮町鷺宮二―一三―一四	社会福祉法人	さきたま会	介護予防通所介護	平成二十一年 四月 一日
ユニマットケアセンター 上尾	上尾市上尾村一―一六七―一	株式会社	ユニマットケアサポート	通所介護	平成二十一年 四月 一日
やさしい手所沢デイサービスセンター	所沢市御幸町五―一八	株式会社	やさしい手	居宅介護支援	平成二十一年 三月 一日
				短期入所生活介護	平成二十一年 三月 一日
				介護予防通所介護	平成二十一年 三月 一日
				介護予防短期入所生活介護	平成二十一年 三月 一日
				通所介護	平成二十一年 四月 六日

よりそい福祉サービス	所沢市寿町二七―一六〇五コンソールタワー所沢	特定非営利活動法人よりそい	介護予防通所介護	平成二十一年 四月 六日
おうえん訪問介護事業所	所沢市中富一〇三七―一	株式会社 おうえん	介護予防訪問介護	平成二十一年 三月 一日
ニチイケアセンター北秋津	所沢市北秋津七七―四九粕谷ビル2F	株式会社 ニチイ学館	介護予防訪問介護	平成二十一年 四月 三日
社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	ふじみ野市福岡一―一―一	社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会	訪問介護	平成二十一年 四月 一日
かみふくおか中央デイサービスセンター	ふじみ野市福岡一―二―五	社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会	通所介護	平成二十一年 四月 一日
社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	ふじみ野市福岡一―一―一	社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会	介護予防通所介護	平成二十一年 四月 一日
エフビー介護サービス株式会社 熊谷営業所	熊谷市上奈良一〇八九―三	エフビー介護サービス株式会社	居宅介護支援	平成二十一年 四月 一日
株式会社 栗原医療器械店熊谷支店	熊谷市籠原南三―八	株式会社 栗原医療器械店	福祉用具貸与	平成二十一年 四月 一日
騎西クリニック病院 居宅介護支援センター	北埼玉郡騎西町日出安一三二―一	医療法人 愛應会	特定福祉用具販売	平成二十一年 四月 一日
グループホーム四季の丘	本庄市児玉町飯倉一七〇―三	社会福祉法人 武蔵野福祉会	介護予防福祉用具貸与	平成二十一年 四月 一日
デイサービスセンター ひふみの森	本庄市児玉町入浅見八三八―三	有限会社 ひふみ	居宅介護支援	平成二十一年 五月 一日
デイサービスひいらぎの里溝沼	朝霞市溝沼七―一一九八―一	有限会社 埼玉ライフサポート	介護予防通所介護	平成二十一年 四月 二十二日
アシストハウス藤井	羽生市藤井上組三五七―一	有限会社 アシストハウス	介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護	平成二十一年 三月 十二日 平成二十一年 三月 十二日 平成二十一年 四月 十三日 平成二十一年 四月 十三日

埼玉県告示第七百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。  
平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
居宅介護支援事業所 ポピー 居宅介護支援事業所シャローム 騎 西 クリニ ック 病院	名 称 名 称 所在地	若葉病院在宅介護センター シャローム在宅介護支援センター 北埼玉郡騎西町日出安一三三一一	居宅介護支援事業所 ポピー 居宅介護支援事業所シャローム 北埼玉郡騎西町日出安一三三一一	居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 通所リハビリテーション 介護予防訪問介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
医療法人社団康寧会 立川歯科医院	所在地	戸田市本町二一一三一九	戸田市本町二一一六一〇 一F	介護予防訪問介護 居宅療養管理指導
有限会社 介護センターあかい	所在地	川口市安行領根岸二〇七九一一 カームハイツ三〇二号	川口市安行領根岸二〇七九一一 カームハイツ二〇三号	介護予防訪問介護 訪問介護
グループホーム ふれあいの家備後	所在地	庄和町西金野井三〇一一	春日部市備後東五一一	認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム ふれあいの家備後	名 称	ナーシングケアセンターふれあいの家庄和	グループホームふれあいの家備後	訪問介護 居宅介護支援
大島介護サービスセンター	所在地	小鹿野町下小鹿野一〇三四	秩父市田村九〇三一一	居宅介護支援 通所介護
デイサービスセンター なごみ苑	所在地	小鹿野町飯田一八五四	秩父市田村九〇三一一	介護予防支援 通所介護
鶴ヶ島市地域包括支援センターいきいき	名 称	鶴ヶ島市高齢者支援センター「いきいき」	鶴ヶ島市地域包括支援センターいきいき	介護予防支援
鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん	名 称	鶴ヶ島市高齢者相談支援センターぺんぎん	鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん	介護予防支援

医療法人社団ジャパンメディカルライアンス東埼玉病院附属清地クリニック	名称	ショートステイ みんなの家・戸田	名称	ショートステイ なごや家・戸田	名称	ショートステイ みんなの家・戸田	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 介護予防支援 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団ジャパンメディカルライアンス東埼玉病院附属清地クリニック	名称	入間市藤沢地域包括支援センター	名称	入間市藤沢地区地域包括支援センター	名称	入間市藤沢地域包括支援センター	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団ジャパンメディカルライアンス東埼玉病院附属清地クリニック	名称	坂戸西グループホーム春の風	名称	坂戸西グループホームそよ風	名称	坂戸西グループホーム春の風	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団ジャパンメディカルライアンス東埼玉病院附属清地クリニック	名称	N P O 法人 ケア たつ	所在地	川口市前川二―一―一三―三〇―一	名称	川口市新堀五〇―二―	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団ジャパンメディカルライアンス東埼玉病院附属清地クリニック	名称	パナソニックエイジフリー介護チェーン城北	名称	松下電工エイジフリー介護チェーン城北	名称	パナソニックエイジフリー介護チェーン城北	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

埼玉県告示第七百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社栗原医療器械店熊谷支店	熊谷市新堀新田四二二―一	福祉用具貸与	平成二十一年 三月三十一日
つくし介護サービス	川口市前川三二二五―一四	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護	平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日 平成二十一年 三月三十一日
川口市地域包括支援センター	川口市赤井一〇五五	介護予防訪問介護 介護予防防支援助	平成二十一年 二月二十八日 平成二十一年 三月三十一日

高篠デイサービスセンター	秩父市栃谷三六九―一	通所介護	平成二十一年三月三十一日
医療法人至仁会 吉川病院	所沢市若狭三―二五七〇―二	介護予防通所介護 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 訪問介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
さくらケアセンター	春日部市大場八七二 中村不動産ビル一階	介護予防訪問介護 通所介護	平成二十一年四月三十日 平成二十一年四月三十日
さくらデイサービスセンター	春日部市大場六五八―一	介護予防通所介護 居宅介護支援 通所介護	平成二十一年四月三十日 平成二十一年四月三十日 平成二十一年三月三十一日
居宅介護支援事業所 さくら シニア・ハウス 山吹	春日部市大場八七二 中村不動産ビル一階	介護予防通所介護 居宅介護支援 通所介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
介護支援センター 山吹	鳩ヶ谷市里六七七―一	居宅介護支援	平成二十一年三月三十一日
グループホーム 山吹	鳩ヶ谷市里六七七―一	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
医療法人社団医風会 介護老人保健施設 葵の園・富士見	富士見市勝瀬九三七―三	介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設 訪問介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
上福岡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	ふじみ野市福岡一―一―二	介護予防訪問介護 居宅介護支援 通所介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
上福岡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 かみふくおか中央デイサービスセンター	ふじみ野市福岡一―一―一 ふじみ野市福岡一―二―五	介護予防通所介護 介護予防通所介護	平成二十一年三月三十一日 平成二十一年三月三十一日
ふじみ野市地域包括支援センターふくおか	ふじみ野市福岡一―一―二	介護予防支援	平成二十一年三月三十一日

埼玉県告示第七百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県総合リハビリテーションセンター手術器材一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地3
- 5 契約金額  
71,220,502円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札の公告を行った日  
平成21年2月6日
- 8 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第七百六十七号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第二項に規定する調理師試験及び製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)第四条第一項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 試験期日及び試験場所

試験区分	試験期日	試験場所
調理師試験及び製菓衛生師試験	平成二十一年八月十九日(水)	獨協大学(草加市学園町一丁目一番地)

二 試験科目

- イ 調理師試験  
調理師試験基準(平成九年厚生省告示第百十九号)に掲げる試験科目
- ロ 製菓衛生師試験

製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)に掲げる試験科目

三 受験資格

イ 調理師試験

- 次の(1)及び(2)に該当する者
- (1) 次のいずれかに該当する者
  - (2) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者
- (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者
- (三) 調理師法施行規則第三項に規定する者

- (2) 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条各号に掲げる施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者

ロ 製菓衛生師試験

製菓衛生師法第五条各号に掲げる者又は同法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

- (1) 調理師試験  
調理師法施行細則(昭和四十一年埼玉県規則第八号)第三条に規定する受験願書及び書類
- (2) 製菓衛生師試験  
製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十四号)第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

調理師試験にあつては六千三百円、製菓衛生師試験にあつては九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び場所

平成二十一年六月三十日(火)、七月一日(水)及び二日(木)  
午前九時三十分から午前十一時まで及び午後一時から午後四時まで  
埼玉教育会館二階会議室

五 合格発表の期日及び場所

平成二十一年九月二十九日(火)から三十日(水) 午前十時から午後五時まで  
 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前、県内各福祉保健総合センター及び県内各保健所

埼玉県告示第七百六十八号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。  
 平成二十一年五月二十九日

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
平成二十一年 九月十三日(日)	獨協大学(草加市学園町二丁目一番地)

二 試験科目

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の三第二項に規定する事項

三 受験手続

イ 受験願書の配布

平成二十一年六月一日(月)から埼玉県保健医療部保健医療政策課、業務課及び各保健所において配布する。

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間

平成二十一年六月二十九日(月)から平成二十一年七月十七日(金)まで

ニ 受験願書の提出方法及びあて先

簡易書留郵便によること。

日本郵便柏支店私書箱五十号 埼玉県登録販売者試験センター

四 合格発表の期日及び場所

平成二十一年十月十三日(火)及び同月十四日(水) 午前十時から午後五時

で  
 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

埼玉県告示第七百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。  
 平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場(指定駐車場以外の駐車場に限り。)	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 柴崎 篤房	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点(SKIPシナ)

1) A1街区維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県産業技術総合センター管理連

担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号

3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社デジタルスキップステーション  
 ヨン 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額  
 223,356,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約

7 随意契約とした理由

随意契約

随意契約

随意契約

随意契約

随意契約

随意契約

地方公共団体の物品等又は特定役務  
の調達手続の特例を定める政令第10条  
第1項第1号に該当

埼玉県告示第七百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十九年二月一日解散認可した秩父市秩父大田土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
齋藤 美幸	秩父市太田八九二番地
富田 徳太郎	同 一二九九番地
齋藤 武一	同 一三六九番地
石橋 総一郎	同 一七五七番地
永田 嘉昭	同 一八三〇番地
五野上 昭一	同 二二二二番地
富田 芳明	同 二二六四番地
今井 貞徳	同 一三三四番地
齋藤 憲義	同 一二三四番地
新井 一郎	同 三九〇番地
富田 升藏	同 一二五番地
今井 悦夫	同 一一〇番地
倉林 厚司	伊古田七四四番地
武島 田益	堀切二三七番地一
篠原 竹夫	品沢八〇六番地四
中田 米藏	同 一四六番地一

埼玉県告示第七百七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

腐蛆病 みつばち	患畜	二群	小鹿野町	平成二十一年 五月十一日	自衛殺
伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置

埼玉県告示第七百七十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

腐蛆病 みつばち	患畜	一群	熊谷市	平成二十一年 五月十一日	自衛殺
伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置

埼玉県告示第七百七十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 第二〇〇七―三二―一 号
- 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡川島町大字中山字蛭田五七一  
 一外二〇筆(一街区二画地)  
 三 雨水流抑制施設の容量  
 容量 一六九八・五立方メートル

埼玉県告示第七七十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―三三―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字蛭田五四―

一外一五筆(二街区一画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一一四二・三立方メートル

埼玉県告示第七七十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
 第二〇〇七―三四―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字蛭田四二外

一五筆(二街区二画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 六五一・六立方メートル

埼玉県告示第七七十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―三五―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字蛭田一一―

一外三筆(三街区一画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 九五・六立方メートル

埼玉県告示第七七十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一 項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―四〇―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字金ヶ谷戸三

一四―一他一六筆(四街区三画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一九七六・六立方メートル

埼玉県告示第七七十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―四三―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字金ヶ谷戸三

二六―一外一三筆(五街区二画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一一九〇・七立方メートル

埼玉県告示第七八十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―四六―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字蛭田一〇九

―一他一二筆(一三街区一画地)

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一〇三一・七立方メートル

埼玉県告示第七八十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―四七―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
 比企郡川島町大字中山字蛭田一四九

―一外一三筆(一三街区二画地)

三 雨水流出抑制施設の容量  
容量 一一七〇・〇立方メートル

埼玉県告示第七百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七一五一―一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
比企郡川島町大字中山字金ヶ谷戸二〇五一―外七筆(一〇街区、一一街区)

三 雨水流出抑制施設の容量  
容量 二七八・五立方メートル

埼玉県告示第七百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八一―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
熊谷市万吉一七五六―一三〇外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量  
容量 七九八・〇立方メートル

埼玉県告示第七百八十四号

朝霞市から朝霞都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県立学校教職員健康診断等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年6月15日(月)から平成22年3月25日(木)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局総務部福利課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、検診ごとの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された検診ごとの単価に各受診予定人数を乗じて得た額の合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「健康診断業務」を行う者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局

育総務部福利課健康管理担当 小山 珠実 電話048-830-6971(直通)

埼玉県告示第七百八十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月二十九日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県知事 上田清司



- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住信リース株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目6番1号
- 5 契約金額  
62,783,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量  
警察ネットワーク用端末装置等の貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
- 5 契約金額  
62,031,690円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量  
110番ネットワークシステムの貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区

- 高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額  
82,785,717円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十一年五月二十九日  
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量  
通信指令システムの貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額  
185,446,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年五月二十九日  
埼玉県川越県税事務所長 田 中 昭 夫

氏名又は名称	有限会社タカハギ石油
代表者の氏名	大畑 稔
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県日高市高萩一七二七一
指定取消年月日	平成二十一年四月十五日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
平成21年4月分

平成二十一年五月二十九日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査事項	
米ぬか油かす及びその粉末	ポーニー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分—TN、TP、TK		

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
平成21年4月分

平成二十一年五月二十九日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	検査の結果										備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCa(%)	C/N	水分(%)	その他の検査		
たい肥	田島澄江	牛ふん堆肥	0.63	1.00	0.74	23	142	0.61	20.5	65.47			
	株式会社山本牧場	牛糞オガ屑堆肥	1.42	3.34	3.07	21	169	2.04	12.1	47.92			
	鈴木實	牛糞堆肥	0.96	1.57	2.13	14	105	0.94	16.1	59.21			
	有限会社福島養鶏育成センター	鶏ふん	2.08	3.80	2.57	27	260	4.46	9.1	43.44			

有限会社エー・アール	くりーん・そいる	1.00	1.05	1.46	24	80	1.13	21.5	42.88
	色葉堆肥	0.98	1.00	1.50	25	84	1.14	23.6	42.27
	元粗米専用くりーん・そいる	1.11	1.67	1.76	29	100	1.33	21.7	37.31
福岡則男	福岡堆肥	0.64	0.46	1.00	14	78	1.16	24.0	57.97

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	草加市大字長栄町字大沼一〇三三番一地先から同市大字新栄町字川戸沼添五一九番一地先まで		八・四〇	五四七・四一	区画整理事業による換地処分
新			一八・三〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
足立越谷線	草加市高砂二丁目二四番一地从前同市高砂二丁目二九番三地从前まで	平成二十一年五月二十九日	平成十八年三月十七日付け越谷県土整備事務所長告示第十九号で区域変更した区域の一部供用開始である。 延長一四四・〇〇メートル。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日  
埼玉県川越建築安全センター所長  
若林祥文

一 許可番号

平成二十一年二月十三日

指令飯整第二〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十五日

第二一〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字前久保字上戸六

二二一五、六二二三三〇、六二二三三

六、六二二三三三七、六二二三三八、六

二二三三九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

狭山市大字上奥富一八五一

ぶーけA棟二〇二

志村 将人

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日  
埼玉県川越建築安全センター所長  
若林祥文

一 許可番号

平成二十年四月二十四日

指令東整第一九〇一九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十五日

第二一〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字長楽字梓上二七七

一六、二七七七八、二七七一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字岩殿六四七一

原 勝利

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日  
埼玉県熊谷建築安全センター所長  
新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年五月二十五日

指令熊建七第二〇〇五八一号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十六日

熊建七第百十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字細間字上金塚

五四三三三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字細間五四三

今成 仁

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日  
埼玉県越谷建築安全センター所長  
坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年一月二十一日

指令杉整第二〇〇一五三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十一日

第四三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字臺字北一三一五

一二、一三二六一、一三一七三三、

一五六〇一一、一五六二一一、一五七

八一、一五七九一一、一五八〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブニーイレブン・ジャパ

ン 代表取締役 山口 俊郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十年八月十一日

指令杉整第二〇〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十日

第四四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字山崎二九七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町笠原一一八一三五

パークハイッ笠原A一三〇三

金子 高幸

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年五月十三日

指令越建セ第二〇〇一五四一号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十日

第四七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字樺三五九、三六〇、三六一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区本郷町五九一番地一

サンクス東埼玉株式会社 代表取締役

松沢 真司

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

指令杉整第二〇〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月二十一日

第五一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四

一五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町杉戸六丁目七番二一

二〇三 会田 博明

埼玉県病院事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者

名 和 肇

1 購入等件名及び数量

循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当

埼玉県熊谷市板井1696番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝五

丁目7番1号

5 契約金額

39,121,709円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県病院事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者

名 和 肇

1 購入等件名及び数量

小児医療センター医療情報システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝五

丁目7番1号

5 契約金額

53,213,580円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約  
 7 随意契約とした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条  
 第1項第2号に該当

場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。  
 平成二十一年五月二十九日  
 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第七十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項  
 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する  
 法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁  
 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人庄和和合会 特別養護老人ホーム庄和和合	春日部市金崎字道江五二七番一
老人ホーム	有限会社風原 シニアホーム武甲の郷	秩父市日野田町二丁目一四番五号

埼玉県選管告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、  
 次の政治団体から設立の届出があった。  
 (平成21年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
明るいふじみ野市をつくる会	長谷 維大	村田 紀子	ふじみ野市駒林八〇八―一	平成二十一年 四月二十七日
いわい道雄後援会	石井 清章	岩井 龍一	加須市馬内三三八―一	平成二十一年 四月九日
岩田みつお後援会	鈴木 道善	杉田 孝之	加須市花崎二―二八―四	平成二十一年 四月二十日
大島まさのり後援会	吉川 貞治	大島ミエ子	狭山市狭山台一―一八―三	平成二十一年 四月二日
さいたま市から政権交代を実現する会	神崎 功	谷澤 道代	さいたま市緑区東浦和七―三三―七	平成二十一年 四月十日
市民のいのちと健康を守る会	竹内 政雄	坂本 利夫	加須市馬内三三八―一	平成二十一年 四月九日
白土幸仁パートナーズ会	白土 幸男	白土タエ子	春日部市備後西二―七―四四	平成二十一年 四月二日
手をつなぐ会	武山 忠則	水村 芳勝	草加市氷川町三二五	平成二十一年 四月十七日
中川浩を応援する会	中川 浩	中川 浩	狭山市富士見一―三―六クレアメゾン狭山六〇一	平成二十一年 四月十三日
根岸たけし後援会	小倉 康男	関原 功	北埼玉郡北川辺町柏戸二二八―三	平成二十一年 四月十日
美田むねあき後援会	中村 智英	美田 俊治	三郷市彦成一―九八―一	平成二十一年 四月二日
矢島あきよし後援会	矢島 章好	矢島 章好	春日部市西八木崎三―一七―二二	平成二十一年 四月二十四日
やっぱり大宮市民の会	吉田 一郎	吉田 一郎	さいたま市北区東大成町二―六〇―四	平成二十一年 四月二十八日

埼玉県選管告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、  
 次の政治団体から異動の届出があった。  
 (平成21年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項
自由民主党埼玉県歯科技工士支部	異動事項
自由民主党埼玉県東第十二区第二支部	異動事項
自由民主党花園支部	異動事項

新	旧	届出年月日
野村 穂生	石原 正明	平成二十一年 四月 二十日
大久保 寛行	岡 永伊助	平成二十一年 四月 二十日
新井 恵明	松本 光政	平成二十一年 四月 六日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項
青羽 健仁後援会	異動事項
キッズファミリー	異動事項

新	旧	届出年月日
松澤 典子	吉原 伸哉	平成二十一年 四月 二十日
宮田 卓	木津 雅晟	平成二十一年 四月 十三日
木津 淑子	戸井田 直人	同
野村 穂生	石原 正明	平成二十一年 四月 二十日
保田 登美子	山野井 美代	平成二十一年 四月 二十一日
宍戸 壮一	田口 幸隆	平成二十一年 四月 九日
大久保 寛行	岡 永伊助	平成二十一年 四月 二十日
渋谷 忠八	関根 秋夫	平成二十一年 四月 十五日
根岸 よし子	中田 登志子	同
春日部市中央一―一TK春日部ビル	春日部市西金野井一八九六―五	同
川崎 科代子	金井 貞子	平成二十一年 四月 二十日
中川 浩	中川 幹雄	平成二十一年 四月 十三日
石井 一嘉	黒木 副武	平成二十一年 四月 十三日
石井 一嘉	平井 真実	同
青山 秋蔵	内田 勇	平成二十一年 四月 二日
法第十九条の七第一項第一号に係る 国会議員関係政治団体かつ法第十九 条の七第一項第二号に係る国会議員 関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十一年 四月 一日

埼玉県歯科技工士連盟	会計責任者	代表者
埼玉県市民ネットワーク	会計責任者	代表者
埼玉県ビルメンテナンス政治連盟	会計責任者	代表者
鈴木よしひろ後援会	会計責任者	代表者
武山ゆり子後援会	会計責任者	代表者
田島きみ子と越生町を元気にする会	主たる事務所の所在地	代表者
中川浩を応援する会	会計責任者	代表者
北葛南部医師連盟	会計責任者	代表者
堀切十四男後援会	代表者	代表者
まつざわ悦子と暮らしと平和を守る会	国会議員関係政治団体の区分	代表者

公職の候補者の氏名

松澤 悦子

平成二十一年 四月 一日

三郷市医師連盟  
 公職の種類  
 代表者  
 会計責任者  
 みんなのさいたま市をつくる会  
 代表者

衆議院議員  
 黒木副武  
 黒木副武  
 沼田道孝

森野一英  
 森野一英  
 東山寿美子

平成二十一年 四月 一日  
 平成二十一年 四月 三日  
 同  
 平成二十一年 四月 二十二日

埼玉県選管告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年4月1日)〜4月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称  
 自由民主党埼玉県南第六区第一支部

解散年月日  
 平成二十一年 三月 二十日

届出年月日  
 平成二十一年 四月 十七日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

大宮薬剤師連盟

平成二十一年 三月 三十一日

平成二十一年 四月 十三日

柿沼とみこ後援会明日の大利根町を創る会

平成二十一年 四月 十七日

平成二十一年 四月 十七日

金子健一後援会

平成二十年十二月 三十日

平成二十一年 四月 二日

志木屋市民ネット会

平成二十年十二月 三十一日

平成二十一年 四月 七日

土屋義彦三郷後援会

平成二十一年 四月 二十一日

平成二十一年 四月 二十二日

ぬかりや陽子後援会

平成二十一年 三月 三十一日

平成二十一年 四月 八日

飯能の福祉を守る会

平成二十一年 三月 三十一日

平成二十一年 四月 一日

美田長彦後援会

平成二十一年 三月 二十九日

平成二十一年 四月 二日

三村くにお後援会

平成二十一年 三月 三十一日

平成二十一年 四月 十六日

別記二(平成21年4月1日)〜4月30日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

大島まさのり後援会

平成二十一年 四月 二日

平成二十一年 四月 二日

近藤善則を育てる会

平成二十一年 三月 三十一日

平成二十一年 四月 二十八日

白土幸仁パートナーズ会

平成二十一年 四月 一日

平成二十一年 四月 二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年五月二十九日

住民の声を市政に生かす会  
中川浩を応援する会  
別記三 親 武 後 援 会

政治団体の名称 自由民主党埼玉県南第六区第一支部

報告年月日 平成21年4月17日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	6,871,487円		
ア 前年繰越額	1,559,964円		
イ 本年収入額	5,311,523円		
(2) 支出総額	1,698,565円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 寄附			
ア (ア) 寄附			
a 個人からの寄附	2,359,750円		
b 法人その他の団体からの寄附	2,950,000円		
イ その他の収入			
イ その他の収入	1,773円		
10万円未満の収入	5,311,523円		
合計			
[寄附の内訳]			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
男 沢 望	100,000円	さいたま市	
大 島 義 信	159,750円	さいたま市	
田部井 功	100,000円	さいたま市	
本 多 均	2,000,000円	さいたま市	
イ 法人その他の団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(主たる事務所の所在地)	
株式会社朝日工業社北関東支店	120,000円	さいたま市	
毎日興業株式会社	100,000円	さいたま市	

平成二十一年 四月二十七日	平成二十一年 四月二十七日	平成二十一年 四月二十七日
平成二十一年 四月十三日	平成二十一年 四月十三日	平成二十一年 四月十三日
平成二十一年 四月十日	平成二十一年 四月十日	平成二十一年 四月十日
株式会社高元建設	100,000円	越谷市
医療法人財団新生会大宮共立病院	100,000円	さいたま市
月島機械株式会社	100,000円	東京都中央区
株式会社新井廣武	100,000円	さいたま市
株式会社ジャスト	2,000,000円	さいたま市
その他の寄附	330,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
ア (ア) 人件費	270,000円	
ア (イ) 光熱水費	15,606円	
ア (ロ) 備品・消耗品費	17,811円	
ア (ハ) 事務所費	243,560円	
イ 政治活動費		
イ (ア) 組織活動費	1,041,918円	
イ (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	87,235円	
a その他の事業費	87,235円	
(ウ) 寄附・交付金	20,000円	
(エ) その他の経費	2,435円	
合計	1,698,565円	
(平成21年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	7,276,592円	
ア 前年繰越額	5,172,922円	
イ 本年収入額	2,103,670円	
(2) 支出総額	7,276,592円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 寄附		
ア (ア) 寄附		

<p>a 個人からの寄附</p> <p>b 法人その他の団体からの寄附</p> <p>イ その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>合計</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名)</p> <p>大 島 義 信</p> <p>法人その他の団体からの寄附</p> <p>(寄附者の名称)</p> <p>株式会社ジャスト</p> <p>その他の寄附</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 人件費</p> <p>(イ) 事務所費</p> <p>イ 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>(イ) 寄附・交付金</p> <p>(ウ) その他の経費</p> <p>合計</p> <p>政治団体の名称 民主党埼玉県第13区総支部</p> <p>報告年月日 平成21年4月15日</p> <p>(平成20年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>イ 収入・支出の内訳</p>		<p>53,250円</p> <p>2,050,000円</p> <p>420円</p> <p>2,103,670円</p> <p>(住 所)</p> <p>さいたま市</p> <p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>さいたま市</p> <p>2,000,000円</p> <p>50,000円</p> <p>40,000円</p> <p>44,269円</p> <p>306,714円</p> <p>6,884,355円</p> <p>1,254円</p> <p>7,276,592円</p>
<p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 個人の負担する党費又は会費</p> <p>イ 寄附</p> <p>(ア) 寄附</p> <p>a 個人からの寄附</p> <p>合計</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <p>(寄附者の氏名)</p> <p>武 山 百合子</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 人件費</p> <p>(イ) 光熱水費</p> <p>(ウ) 備品・消耗品費</p> <p>(イ) 事務所費</p> <p>イ 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>(イ) 選挙関係費</p> <p>(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>a その他の事業費</p> <p>(イ) 調査研究費</p> <p>合計</p> <p>政治団体の名称 大宮薬剤師連盟</p> <p>報告年月日 平成21年4月13日</p> <p>(平成20年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p>		<p>32,000円</p> <p>(16人)</p> <p>4,501,907円</p> <p>4,533,907円</p> <p>(住 所)</p> <p>春日部市</p> <p>4,501,907円</p> <p>1,425,000円</p> <p>78,111円</p> <p>125,190円</p> <p>1,936,429円</p> <p>641,380円</p> <p>691,852円</p> <p>2,750円</p> <p>2,750円</p> <p>5,250円</p> <p>4,905,962円</p> <p>1,843,727円</p> <p>1,342,028円</p> <p>501,699円</p>

(2) 支出総額	343,452円	イ 政治活動費	9,040円
2 収入・支出の内訳		(フ) 組織活動費	1,953,120円
(1) 収入の内訳	499,300円	(イ) 寄附・交付金	840円
ア 個人の負担する党費又は会費	(155人)	(ウ) その他の経費	1,973,000円
イ その他の収入	2,399円	合 計	
10万円未満の収入	501,699円	政治団体の名称	柿沼とみこ後援会明日の大利根町を創る会
合 計		報告年月日	平成21年4月17日
(2) 支出の内訳		(平成20年分)	
ア 経常経費	5,000円	1 収入・支出の総額	2,000,052円
(フ) 人件費	88,000円	(1) 収入総額	0円
イ 政治活動費	155,000円	ア 前年繰越額	2,000,052円
(フ) 組織活動費	95,452円	イ 本年収入額	1,999,890円
(イ) 寄附・交付金	343,452円	(2) 支出総額	
(ウ) その他の経費		2 収入・支出の内訳	
合 計		(1) 収入の内訳	
(平成21年分)		ア 寄附	
1 収入・支出の総額	1,973,000円	(フ) 寄附	2,000,000円
(1) 収入総額	1,500,275円	ア 政治団体からの寄附	
ア 前年繰越額	472,725円	イ その他の収入	52円
イ 本年収入額	1,973,000円	10万円未満の収入	2,000,052円
(2) 支出総額		合 計	
2 収入・支出の内訳		[寄附の内訳]	
(1) 収入の内訳	472,100円	ア 政治団体からの寄附	(金額) (主たる事務所の所在地)
ア 個人の負担する党費又は会費	(155人)	(寄附者の名称)	新しい大利根をつくる会
イ その他の収入	625円	(2) 支出の内訳	北埼玉郡大利根町
10万円未満の収入	472,725円	ア 経常経費	8,601円
合 計		(フ) 光熱水費	215,083円
(2) 支出の内訳		(イ) 備品・消耗品費	1,219,065円
ア 経常経費	10,000円	(ウ) 事務所費	
(フ) 人件費		イ 政治活動費	

(7) 組織活動費  
合 計

557,141円  
1,999,890円

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

162円

ア 前年繰越額

162円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出 総 額

162円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(7) 寄附・交付金

162円

合 計

162円

政治団体の名称 金子健一後援会

報告年月日 平成21年4月2日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出 総 額

0円

政治団体の名称 志木市民ネット会

報告年月日 平成21年4月7日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

2,732,884円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

2,732,884円

(2) 支出 総 額

2,732,884円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

(7) 寄 附

a 個人からの寄附

2,732,884円

合 計

2,732,884円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額)

(住 所)

安 田 富士雄

1,500,000円

志 木 市

安 田 美佐代

1,052,884円

志 木 市

その他の寄附

180,000円

(2) 支出の内訳

ア 経 常 経 費

240,000円

(7) 人 件 費

67,616円

(4) 備品・消耗品費

160,000円

(7) 事務所費

2,158,167円

イ 政治活動費

(7) 機関紙誌の発行その他の事業費

944,055円

a 機関紙誌の発行事業費

1,214,112円

b 宣伝事業費

107,101円

(4) その他の経費

2,732,884円

合 計

政治団体の名称 土屋義彦三郷後援会

報告年月日 平成21年4月22日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額

500,587円

ア 前年繰越額

500,587円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出 総 額

0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	500,587円
ア 前年繰越額	500,587円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	500,587円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	32,587円
イ 備品・消耗品費	468,000円
ロ 事務所費	
合計	500,587円

政治団体の名称 **ぬかりや陽子後援会**

報告年月日 平成21年4月8日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	144,115円
ア 前年繰越額	144,115円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	144,115円
ア 前年繰越額	144,115円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **飯能の福祉を守る会**

報告年月日 平成21年4月1日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **美田長彦後援会**

報告年月日 平成21年4月2日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	399,636円
ア 前年繰越額	399,636円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	54,600円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	15,750円
イ 備品・消耗品費	
ロ 政治活動費	38,850円
ハ 組織活動費	54,600円
合計	54,600円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	345,036円
ア 前年繰越額	345,036円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	345,036円

2 収入・支出の内訳	
(2) 支出総額	345,036円

(1) 支出の内訳  
 ア 政治活動費  
 (イ) 寄附・交付金  
 合計

345,036円  
 345,036円

政治団体の名称 三村くにお後援会  
 報告年月日 平成21年4月16日  
 (平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額  
 ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額  
 ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(平成19年分)

1 収入・支出の内訳

政治団体の名称 大島まさのり後援会  
 報告年月日 平成21年4月2日  
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額  
 ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

ア 前年繰越額  
 イ 本年収入額

0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額  
 ア 前年繰越額

0円

(2) 支出総額

0円

イ 本年収入額 0円  
 (2) 支出総額 0円  
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

0円

ア 前年繰越額

0円

イ 本年収入額

0円

(2) 支出総額

0円

政治団体の名称 近藤善則を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 近藤善則

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成21年4月28日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

4,056,000円

ア 前年繰越額

2,440,000円

イ 本年収入額

1,616,000円

(2) 支出総額

3,509,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(イ) 寄附

a 個人からの寄附

1,500,000円

b 政治団体からの寄附

116,000円

合計

1,616,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金額)

(住所)

近藤克郎

1,500,000円

ふじみ野市

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額)

(主たる事務所の所在地)

自由民主党埼玉県第5区第1支部 116,000円		ふじみ野市			
(2) 支出の内訳				(2) 支出総額	107,500円
ア 政治活動費				2 収入・支出の内訳	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	579,000円			(1) 収入の内訳	
a 宣伝事業費	579,000円			ア 寄附	
(ロ) 寄附・交付金	2,930,000円			(イ) 寄附	
a 個人からの寄附	2,930,000円			a 個人からの寄附	107,500円
合計	3,509,000円			合計	107,500円
	(平成20年分)			【寄附の内訳】	
1 収入・支出の総額				ア 個人からの寄附	
(1) 収入総額	547,000円			(寄附者の氏名)	(金額)
ア 前年繰越額	547,000円			白土幸仁	77,500円
イ 本年収入額	0円			その他の寄附	30,000円
(2) 支出総額	0円			(2) 支出の内訳	
(平成21年分)				ア 政治活動費	
1 収入・支出の総額				(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	86,500円
(1) 収入総額	547,000円			a 機関紙誌の発行事業費	86,500円
ア 前年繰越額	547,000円			(イ) 調査研究費	21,000円
イ 本年収入額	0円			合計	107,500円
(2) 支出総額	547,000円				(平成20年分)
2 収入・支出の内訳				1 収入・支出の総額	
(1) 支出の内訳				(1) 収入総額	85,700円
ア 政治活動費	547,000円			ア 前年繰越額	0円
(イ) 寄附・交付金	547,000円			イ 本年収入額	85,700円
合計	547,000円			(2) 支出総額	85,700円
				2 収入・支出の内訳	
				(1) 収入の内訳	
				ア 寄附	
				(イ) 寄附	
				a 個人からの寄附	85,700円
				合計	85,700円
				【寄附の内訳】	
				ア 個人からの寄附	
政治団体の名称	白土幸仁パートナーズ会				
報告年月日	平成21年4月2日				
	(平成19年分)				
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額	107,500円				
ア 前年繰越額	0円				
イ 本年収入額	107,500円				

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	(1) 収入総額	(2) 支出総額	0円
白土幸仁	65,700円	春日部市	ア 前年繰越額	イ 本年収入額	0円
その他の寄附	20,000円		(2) 支出総額		0円
ア 政治活動費			(平成20年分)		
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	80,500円		1 収入・支出の総額		
a 機関紙誌の発行事業費	80,500円		(1) 収入総額		0円
(イ) 調査研究費	5,200円		ア 前年繰越額		0円
合計	85,700円		イ 本年収入額		0円
			(2) 支出総額		0円
			(平成21年分)		
1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額		0円
ア 前年繰越額	0円		ア 前年繰越額		0円
イ 本年収入額	0円		イ 本年収入額		0円
(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額		0円

政治団体の名称 住民の声を市政に生かす会  
報告年月日 平成21年4月27日

(平成17年分)	(平成18年分)	(平成19年分)	政治団体の名称	中川浩を応援する会	中川浩	193,037円
1 収入・支出の総額			資金管理団体の届出をした者の氏名	中川浩		
(1) 収入総額	0円		資金管理団体の届出に係る公職の種類	狭山市議会議員		
ア 前年繰越額	0円		報告年月日	平成21年4月13日		
イ 本年収入額	0円		(平成19年分)			
(2) 支出総額	0円		1 収入・支出の総額			193,037円
			(1) 収入総額			93,037円
1 収入・支出の総額			ア 前年繰越額			100,000円
(1) 収入総額	0円		イ 本年収入額			0円
ア 前年繰越額	0円		(2) 支出総額			
イ 本年収入額	0円		2 収入・支出の内訳			
(2) 支出総額	0円		(1) 収入の内訳			
			ア 寄附			
			(イ) 寄附			
			a 個人からの寄附			100,000円
1 収入・支出の総額						

合計				100,000円				
〔寄附の内訳〕								
ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)			ア 寄附			
(寄附者の氏名)					a 個人からの寄附			
その他の寄附	100,000円				合計	〔寄附の内訳〕		20,000円
(平成20年分)					ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)	
1 収入・支出の総額					(寄附者の氏名)			
(1) 収入総額				213,037円	その他の寄附	20,000円		
ア 前年繰越額				193,037円	政治団体の名称			
イ 本年収入額				20,000円	報告年月日	根岸武後援会		
(2) 支出総額				0円		平成21年4月10日		
2 収入・支出の内訳					(平成19年分)			
(1) 収入の内訳					1 収入・支出の総額			
ア 寄附					(1) 収入総額			0円
(ア) 寄附					ア 前年繰越額			0円
a 個人からの寄附	20,000円			20,000円	イ 本年収入額			0円
合計					(2) 支出総額			0円
〔寄附の内訳〕					(平成20年分)			
ア 個人からの寄附	(金額)	(住所)			1 収入・支出の総額			
(寄附者の氏名)					(1) 収入総額			0円
その他の寄附	20,000円				ア 前年繰越額			0円
(平成21年分)					イ 本年収入額			0円
1 収入・支出の総額					(2) 支出総額			0円
(1) 収入総額				233,037円	(平成21年分)			
ア 前年繰越額				213,037円	1 収入・支出の総額			
イ 本年収入額				20,000円	(1) 収入総額			0円
(2) 支出総額				0円	ア 前年繰越額			0円
2 収入・支出の内訳					イ 本年収入額			0円
(1) 収入の内訳					(2) 支出総額			0円

埼玉県選管告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。  
(平成21年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称

中川 浩 狭山市議会議員 中川浩を応援する会

主たる事務所の所在地 届出年月日  
狭山市富士見一―二一六 平成二十一年四月十三日  
クレアメゾン狭山六〇一  
さいたま市北区東大成町二一六〇―四 平成二十一年四月二十八日

吉田 一郎 さいたま市議会議員 やつぱり大宮市民の会

埼玉県選管告示第七十九号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
(平成21年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項

清水 勇 人 さいたま市長 勇政会 公職の種類

高橋 秀 明 さいたま市長 大智の会 公職の種類

新 旧 届出年月日  
さいたま市長 平成二十一年四月三日  
さいたま市長 平成二十一年四月三十日  
衆議院小選挙区選出議員 平成二十一年四月三十日

埼玉県選管告示第八十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。  
(平成21年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名) 公職の種類 資金管理団体の名称

近藤 善 則 埼玉県議会議員 近藤善則を育てる会

中川 浩 狭山市議会議員 中川浩を応援する会

指定取消年月日 届出年月日  
平成二十一年三月三十一日 平成二十一年四月二十八日  
平成二十一年四月十三日 平成二十一年四月十三日

平成二十一年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年五月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県監査委員告示第8号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成19年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月29日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 田中龍夫  
 埼玉県監査委員 大山忍

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：流域下水道に係る財務執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
【指摘1】 分割発注における妥当性や透明性の確保について	流域下水道事業の大型工事に関して、あらかじめ工区を分けて契約する場合には、工区を分けることによる経済性や合理性を事前に明らかにしたうえで契約行為を行うべきであり、その決定過程を契約書類上明らかにしておく必要がある。	平成21年2月27日に下水道終末処理場における工事の発注単位に関する基本方針を定めた。平成21年度からは、この基本方針に基づき分割して工事を発注する場合は、工区を分けることによる経済性や合理性を明記する。	下水道課
【指摘2】 水質試験の精度管理の向上について	水循環センターからの放流水などの水質調査は公社の水質調査センターが行っているが、放流水の水質管理の重要性を考慮すると、水質調査センターの測定値を第三者の機関により確認することが必要である。	水質調査センターの水質分析の精度を高めるため、平成20年度に県環境科学国際センターが実施した分析精度等を検証する試験検査事業（外部精度管理事業）に参加した。その結果、水質調査センターの分析精度に問題がないとの講評を得た。 今後も県環境科学国際センターや環境省など第三者機関の水質分析確認の事業に参加し、水質調査の更なる精度向上に取り組んでいく。	下水道課
【指摘3】 環境保全事業の情報開示について	下水道事業において行っている環境保全事業について、その内容だけでなく、その効果やコストを開示することが、下水道事業への県民の理解を得る上で必要である。	環境保全のための取組を内容ごとに分類し、内容及び要した費用とその効果について、「流域下水道環境レポート」としてとりまとめ、平成21年2月に県下水道課のホームページ上で公開した。	下水道課

埼玉県監査委員告示第9号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成18年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月29日

埼玉県監査委員 春日敏彦  
 埼玉県監査委員 米田正巳  
 埼玉県監査委員 田中龍夫  
 埼玉県監査委員 大山忍

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：博物館施設に係る財務執行について

監査結果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概要		
施設を市町村に移管するうえで配慮する必要がある事項	<p>②建物を修繕して引き渡すか、現状のままで引き渡すかについて嵐山町と協議する必要がある。</p> <p>③博物館施設として存続した場合と史跡の管理施設として機能特化した場合のコスト比較も必要である。</p>	<p>「嵐山史跡の博物館」については、地元自治体と移管に向けた協議を進めたが、了承が得られていない。今後も、検討を進めていく。</p> <p>博物館施設と史跡の管理施設を比較すると博物館施設として存続した方がコストはかかるが、平成20年に菅谷館跡を含む4城跡が国の史跡群に指定されたこともあり、当面は展示、調査研究を行う博物館施設として運営を行っていく。</p> <p>また、運営にあたり、施設の維持管理などのコスト削減に取り組んでいる。</p>	生涯学習文化財課
メンテナンス工事について (嵐山史跡の博物館)	屋上の防水工事や水漏れする空調設備の撤去について、適切な対応を早急に検討する必要がある。	水漏れが起きていた機械室及び資料室屋上について、防水工事を実施した。	嵐山史跡の博物館

埼玉県監査委員告示第10号

地方自治法第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年5月29日

埼玉県監査委員	春日敏彦
埼玉県監査委員	米田正巳
埼玉県監査委員	田中龍夫
埼玉県監査委員	大山忍

第1 監査の請求

1 請求人  
(省 略)

2 請求書の受付

本件請求の受理日は、平成21年4月1日である。

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 上田清司埼玉県知事、埼玉県中央地域創造センター所長、埼玉県さいたま県土整備事務所長、埼玉県行田県土整備事務所長、埼玉県中川下水道事務所長、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長、埼玉県荒川右岸下水道事務所長、埼玉県大久保浄水場長及び埼玉県行田浄水場長（以下「知事等」という。）は、地方職員共済組合埼玉県支部（以下「共済組合」という。）に対し、地方自治法（以下「自治法」という。）第238条の4第7項等に基づき、平成20年4月1日から平成23年3月31日まで、その管理する行政財産に、たばこの自動販売機ないしは清涼飲料水の自動販売機設置のための使用を許可した。

その際、同許可内容のうち、使用料については、行政財産の使用料に関する条例（以下「使用料条例」という。）による本文及び別表に基づく使用料が免除され、現時点においても、平成20年4月から同年6月分までの

3か月分の使用料が免除されたままである。

イ 監査委員は、平成18年度の随時監査（埼玉県警察学校）において、行政財産の使用料の減免基準は減免することができる場合を示したものであり、この基準に該当する場合に当然に減免できるものではなく、実際の収支等も考慮したうえで慎重に決定すべきであったと指摘した。

この考え方は、本件使用許可処分に対しても充分適用されなければならない。

ウ 平成19年度の場合、共済組合の自動販売機設置事業による純収入は、2,391万8,521円にも達する。平成20年度についても同様に大きな収益をほぼ確実に見込むことができる蓋然性は高い。

エ こうした事実を容易に知り得た知事等が、共済組合に対する行政財産の使用料の減免を検討する際、収益の実際を慎重に考慮するならば、同使用料の免除の現実的・具体的必要性はあり得ないところ、単に漠然と一般的減免基準を機械的・形式的・更新的に適用して免除を決定した行為は、当該減免規定の趣旨の解釈と運用を誤った不当なものであり、知事等に裁量権の乱用があった。

オ 県庁舎等の県有施設に自動販売機設置を申請できる立場を共済組合のみが排他的・独占的に有していると考えられる根拠はなく、その申請及び許可手続には当然に競争性・公正性・透明性が確保されなければならない。

カ なお、知事等は、共済組合に対し平成20年6月に本件使用許可処分の一部を変更し、7月以降は免除していた使用料を徴収すると決定した。

キ したがって、共済組合が納入すべき使用料条例等の「本文及び別表に基づく使用料」のうち平成20年4月分から6月分までの3か月分の使用料を免除していることは、不当な財産の管理行為又は公金の徴収を怠る事実に当たり、県に当該額の損害が発生していると思料する。

(2) 請求する措置の内容  
知事等は、当該損害を補填し、かつ不当な財産の管理の再発を防止するために必要な方策を行うなどの適切な措置を講ずること。

第2 請求の要件審査

請求人は、使用料の免除が、不当な財産の管理行為又は公金の徴収を怠る事

実に当たるとしている。

不当な財産の管理行為に該当するとした請求は、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

ただし、不当に公金の徴収を怠る事実を該当するとした請求部分については、請求人は、当該使用料を免除していることをもって、直ちにその行為が不当に公金の徴収を怠る事実であると主張するものであり、添付された書面も自治法第242条第1項に規定する「不当に公金の徴収を怠る事実」を証する書面に該当しないため、監査の対象としない。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

平成20年3月31日付けで、知事が共済組合になした行政財産の使用許可ほか9件を監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

管財課、浦和県税事務所、さいたま県土整備事務所、行田県土整備事務所、中川下水道事務所、荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、大久保浄水場及び行田浄水場

#### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年5月7日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、本請求に係る補充理由書及び新たな証拠の提出並びに請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、自治法第242条第7項の規定に基づき、総務部管財課職員が立ち会った。

また、同日、総務部管財課職員の陳述の聴取を行った。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### (1) 請求人の陳述の要旨

ア 県の損害額は、補充理由書⑭にあるとおり、平成20年4月から6月までの3か月分で7万7,260円と試算している。

イ 補充理由書⑮にあるとおり、自動販売機1台当たりの純収益は48万9,635

円であり、共済組合は年額2千数百万円を得ている。

ウ 基本的な問題は二つある。

① 「埼玉県行政手続条例」(以下「手続条例」という。)が適切に運用されていない。

② 公有財産の管理状況の情報整理と県民への情報開示が適切に行われていない。

エ 手続条例第5条に「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならない。」とある。

「行政手続法」の国の解説本では、毎年実績を踏まえて審査基準と処理期間を見直すことを求めている。

使用料減免審査基準は、平成8年4月作成以来、見直しが行われていない。

オ 使用料条例と「行政財産の使用料に関する条例の一部改正及び使用許可事務の取扱いについて(依命通達)」(以下「使用許可事務取扱い」という。)との減免基準の整合性はどうかというのか。

行政財産の使用許可は例外であり、また使用許可した場合には、使用料は徴収するのが原則で免除は例外である。しかし、実務レベルでは例外的例外が常態化しているのではないか。

公有財産については一昨年から調べているが、地域機関の職員から「公有財産システムに入力していない。」という話を聞いているが、これでは役に立たないし、情報整理ができていない。情報整理の意識が希薄なのではないか。

予算では、行政財産使用料が計上されているが、その7から8割は電気料で、スペース代ではない。

公有財産システムを見ても、本来の使用料がいくらなのか、いくら免除されているのか分からない。

カ 新たな証拠書⑯にあるように、秋田県では「使用する団体の財務状況など、実態に合わせて減免する必要がある。」と外部監査人が指摘している。

本県でも、使用する団体の財務状況など、実態に合わせて減免するよう、関係例規や様式を見直す必要がある。

(2) 管財課の陳述の要旨

ア 請求趣旨及び請求内容について

当該行政財産の使用許可処分において、使用料を免除していることは、使用料条例等により、具体的に使用料の減免ができることになっており、不当な財産の管理行為又は公金の徴収を怠る事実には当たらず、県に当該額の損害は発生していないと認識している。

使用許可処分は適正なものであり、県に損害は発生していないことから損害額を補填する必要性は生じておらず、再発防止の必要はないと考えている。

イ 使用料の免除について

自治法、使用料条例及び使用許可事務取扱いにより、具体的に使用料の減免ができることになっている。

行政財産の使用許可処分の際して、規定上、使用料を減免できるものについて、減免するかどうかは許可権者の裁量に委ねられている。使用料を減免する場合は、使用目的、公共性、公益性、重要性又は県行政に及ぼす効果等を総合的に勘案して判断している。

ウ 使用料の検討について

使用許可事務取扱いの「別表行政財産使用料減免基準」(以下「減免基準」という。)において、「県職員、県立学校の生徒等行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等を設置する場合」を対象としており、減免できる場合として、あえて「職員の福利厚生団体が使用する」とき」と具体的に示している。

使用料の減免は、「できる規定」ではあるが、共済組合は職員の福利厚生を目的としている特殊法人であり、当該使用許可事務取扱いによる減免の規定、地方公務員等共済組合法(以下「共済組合法」という。)第18条において、「地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内においてその管理に係る土地、建物、その他の施設を無償で組合の利用に供することができるとして趣旨、その団体の事業目的からすれば、明らかに民間事業者の使用許可処分する場合とは区別されるべきものである。

したがって、共済組合における自動販売機の収支状況がどのような点にかという点にとらわれて、行政財産の使用料減免の有無を判断すべきではないと認識している。

エ 使用料の新たな徴収について

平成20年6月に使用許可処分の一部変更決定を行い、同年7月以降免除していた使用料を徴収することとした経緯は次のとおりである。

平成20年度、共済施設の運営方式の見直しが実施され、本庁舎の売店について業務形態が「販売を委託する方式」から「管理・運営業務を委託する方式」に変更されたことに伴い、県としては、使用許可処分に係る使用料減免の見直しを行い、共済組合に対する使用許可であっても、民間業者に管理運営業務を委託する方式のものについては、使用料の減免をしないこととした。

このため、民間業者に管理・運営業務を委託している自動販売機についても、使用料徴収の整合を図るため、同様に使用料を徴収することとした。

(3) 管財課の陳述に対する請求人の意見の要旨

使用許可に当たっては、使用する団体の収益の実態を考慮しているとの陳述があったが、情報公開請求で得た資料でも、具体的に考慮、検討している痕跡が見いだせない。裁量権の乱用があったと考える。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。  
本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について、関係する法律、条例、規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

ア 庁舎等の行政財産については、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産(自治法第238条第4項)であり、本来の行政目的の達成のために使用されるべき財産であるが、自治法第238条の4第7項で「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定され、行政上の許可処分として目的外使用

させることが認められている。

イ 埼玉県において、使用料条例第2条で「自治法第288条の4第7項の規定により行政財産の使用について許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。」と規定され、使用許可に当たっては使用料を納付することとされている。

ただし、使用料条例第3条において次のとおり規定され、各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除できることとなっている。

第3条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 公用もしくは公共又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。

二 前号のほか、特別な理由があると認められるとき。

ウ また、使用許可事務取扱いにおいて、次のとおり規定されている。(該当箇所抜粋)

2 行政財産の使用許可について

(2) 行政財産は、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用の許可をすることができるのであるが、特にこの場合において具体的事例に即して、当該行政財産の本来の用途又は目的が将来にわたっても阻害されず、かつ本来の設置目的に反しないかどうか等総合的に検討をし、実質的に判断しなければならない。なお、使用許可の客体となり得るのは、次の各号に掲げる場合に限るものであること。

イ 県の職員、県立学校の生徒等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置する場合

(1) 使用料条例第3条の定めるところにより、使用料を減額し、又は免除しようとする際の基準は別表のとおりとすること。使用料を減免する場合は、使用目的、公共性、公益性、重要性又は県行政に及ぼす効果等を総合的に勘案して慎重に決定すべきものであること。

なお、別表行政財産使用料減免基準で、免除又は減額できる場合として、「職員の福利厚生団体が使用するとき」と規定されている。

エ 知事部局では、これらの規定により、使用料を減免している。

オ 地方公営企業法の適用を受ける大久保浄水場及び行田浄水場において

も、地方公営企業法及び公営企業財務規程等の関係例規に、上記と同趣旨の規定があり、これらに基づき使用料を減免している。

(2) 共済組合法による便宜供与について

ア 共済組合法第18条第2項で「地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。」と規定され、地方公共団体の便宜の供与が認められている。

(3) 使用料を新たに徴収することにしたことについて

ア 管財課長は、平成20年6月13日付け管財第257号「行政財産目的外使用許可の使用料減免について」で、減免基準の考え方について、次のように改め、平成20年7月1日から適用することとし、教育局、警察本部、企業局及び病院局の関係課長に通知した。

減免基準 1 「県職員、県立学校の生徒等行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等を設置する場合」について、その免除又は減額できる場合の要件(1)「職員の福利厚生団体が使用するとき。」とは共済組合等職員の福利厚生団体が食堂、売店等を直営しているときに限定する。

なお、「直営」とは職員の福利厚生団体が雇用する職員が商品の仕入れや販売、飲食の提供などの事業活動を直接行うものをいう。

イ 管財課長は、関係各課所長あてに平成20年6月13日付け管財第259号「地方職員共済組合埼玉県支部に対する自動販売機設置等の使用許可について」をもって、上記平成20年6月13日付け管財第257号(写し)を送付するとともに、平成20年7月分以降の使用料を徴収するよう通知した。

ウ これらの通知に基づき、各課所において行われた行政財産使用の変更許可により、共済組合が直営していない本庁舎の自動販売機及び地域機関の自動販売機設置の使用許可について、平成20年7月1日から使用料を徴収することになった事実が認められた。

(4) 使用料減免の判断について

ア 管財課は、平成20年4月の使用許可時点までは、従来と同じ考え方で、

使用料条例及び使用許可事務取扱いを根拠として、使用目的、公共性、公益性、重要性又は県行政に及ぼす効果等を総合的に勘案して使用料を免除した。

イ 管財課は、平成20年7月から売店がコンビニエンスストアに委託されるなど、共済組合から民間事業者への委託が進むという状況の変化に伴い、共済組合の直営事業を除き、使用料を徴収することとした。

この考え方に基づき、平成20年7月の変更使用許可時点からは、共済組合が管理を委託している自動販売機設置事業についても、使用料を徴収することとした。

ウ 管財課は、使用許可、変更使用許可のいずれの判断においても、自動販売機設置事業による収益の状況は考慮していない事実が認められた。

## 2 監査対象事項に対する判断

本件請求において請求人は、不当な財産の管理行為として、「収益の實際を慎重に考慮するならば、同使用料の免除の現実的・具体的必要性はあり得ないところ、単に漠然と一般的減免基準を機械的・形式的・更新的に適用して免除を決定した行為は、減免規定の解釈と運用を誤った不当なものであり、知事等に裁量権の乱用があった。」と主張している。

そこで、以下に請求人の主張について判断する。

管財課は、共済組合に対する使用料免除に当たり、共済組合の自動販売機設置事業による収支を考慮していないこと並びに使用料条例及び使用許可事務取扱いに基づき、使用目的、公共性、公益性、重要性及び県行政に及ぼす効果等を総合的に勘案していることを確認した。

減免基準に、職員の福利厚生団体が使用するとき具体的に示されていることや、共済組合法第18条の趣旨などから、共済組合に使用許可処分する場合と民間事業者に使用許可処分する場合とは区別されるべきであるとする管財課の認識に不合理な点はない。

こうした認識に基づき、共済組合の自動販売機設置事業による収支は考慮せず、使用目的、公共性、公益性、重要性及び県行政に及ぼす効果等を総合的に

勘案して、使用料の免除を判断したことは是認できる。

したがって、「収益の實際を慎重に考慮するならば、同使用料の免除の現実的・具体的必要性はあり得ない」とする請求人の主張には理由がない。

また、「単に漠然と一般的減免基準を機械的・形式的・更新的に適用して免除を決定した」という請求人の認識は事実誤認であり、「当該減免規定の趣旨の解釈と運用を誤った不当なものであり、裁量権の乱用があった」とする請求人の主張には理由がない。

なお、本件請求における、管財課以外の監査対象機関は、共済組合の自動販売機設置に係る使用許可処分及び減免の判断について、根拠法令等に基づき、管財課の指導に基づき、統一的に行っていることを確認した。

したがって、以上の管財課に対する判断は、管財課以外の監査対象機関にも適用する。

以上

### 資料

埼玉県職員措置請求書

埼玉県知事等に関する措置請求の要旨

#### 一 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司等が、【別紙1】の「本県行政財産(目的外)使用許可処分目録」に掲げた各行政財産使用許可処分(たばこ自動販売機及び清涼飲料水等自動販売機の設置に係るもの。知事分8件・公営企業管理者分2件。以下、本件使用許可処分という)をなした財務会計行為により、当該許可申請者・地方職員共済組合埼玉県支部(支部長上田清司)が納入すべき「行政財産の使用料に関する条例」等の「本文及び別表に基づく使用料」等のうち2008年4月分から同年6月分までの3か月分の使用料を現時点においても免除していることは、不当な財産の管理行為または公金の徴収を怠る事実に当たり、県に当該額の損害が発生していると思料するので、監査を求めます。

(2) 請求の理由

① 地方職員共済組合埼玉県支部（支部長上田清司。さいたま市浦和区高砂3-15-1。以下、共済組合という）は埼玉県知事上田清司（以下、知事という）あてに2008年3月13日付けで、行政財産である埼玉県議会会議事堂の1階議員面会サロン前などに、たばこ自動販売機6台及び清涼飲料水等自動販売機18台の設置（合計使用面積24㎡）を申請し、これに対し、知事は「地方自治法」（1947年・法67号）238条の4（行政財産の管理及び処分）7項の規定により同年3月31日付け・指令管財第1218-1号で、その使用を許可しました。そのさい、同許可内容のうち使用期間については2008年4月1日から2011年3月31日までの3年間とされ、「使用料」については「行政財産の使用料に関する条例」（1964年・条例17号）による「本文及び別表に基づき使用料」が免除され、現時点においては、2008年4月分から6月分までの3か月分の使用料については免除されたままです。

② 共済組合は、知事のほか、「埼玉県財務規則」（1964年・規則18号）第155条（行政財産の使用の許可の権限の委任）の規定により権限委任を受けている埼玉県中央地域創造センター所長、埼玉県さいたま県土整備事務所長、埼玉県行田県土整備事務所長、埼玉県中川下水道事務所長、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長及び埼玉県荒川右岸下水道事務所長あてにも同様にたばこ自動販売機及び清涼飲料水自動販売機の設置を申請し、これに対し、埼玉県中央地域創造センター所長らは同様にそれぞれ【別紙1】目録の許可名義人・許可年月日・指令発番によりその使用を許可しました。同許可内容のうち使用期間については同様に3年間とされ、「使用料」についても同様に免除され、現時点においては、2008年4月分から同年6月分までの3か月分の使用料については同様に免除されたままです。

③ また共済組合は、「地方自治法」263条（公営企業の特例）により「地方公営企業法」9条（管理者の担任する事務）7号の規定において企業資産管理の権限を付与された埼玉県公営企業管理者より「埼玉県公営企業財務規程」（1954年・規程5号）に基づき権限委任を受けている埼玉県大久保浄水場長及び埼玉県行田浄水場長あてにも同様に、たばこ自動販売機及び清涼飲料水自動販売機の設置を申請し、これに対し、埼玉県大久保浄水場長らは同様に【別紙1】目録の許可名義人・許可年月日・指令発番によりその使用を許可しました。

様に【別紙1】目録の許可名義人・許可年月日・指令発番によりその使用を許可しました。同許可内容のうち使用期間については同様に3年間とされ、「使用料」については「埼玉県公営企業財務規程」の「本文及び別表第6に基づき使用料」が免除され、現時点においては、2008年4月分から同年6月分までの3か月分の使用料については免除されたままです。

④ 自治体は「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならぬ」（「地方自治法」第2条第14項）りません。

⑤ 自治体の財産は、「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならぬ」（「地方自治法」第8条）りません。

⑥ そもそも、「本来行政財産は、県の行政目的の達成のために供される財産であり、県の行政執行の物的手段である。したがって行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用させることはもともと例外的なものであり、さしあたり行政執行上当該財産を使用するうえにおいて支障がないからといってみだりに使用を許可すべきではなくそれには自ずから限界があり、その運用は必要最小限にとどめるべきものである。」（埼玉県総務部管財課『行政財産の使用許可の手引き』1989年9月、2ページ）。今日ではさらに、自動販売機の設置のあり方そのものが、地球環境への負荷の低減化の観点からも厳しく見直しされなければならないと思われまふ。県の職員は、日常の事務・事業の遂行にあたって、常に、「埼玉県環境方針」（2007年5月22日知事決裁）における基本理念及び基本方針を想起していただきたいと思いまふ。

⑦ 埼玉県監査委員は2005年度の行政監査のテーマのひとつに、「財産（土地・建物）の貸し付け及び使用許可について」を定めまふた。その監査結果及び意見では、「使用料の減額、免除の取り扱いについて」、減免の必要性及び減免基準の明確化を指摘していまふた。

⑧ また、2006年度に、「埼玉県警察学校における行政財産の使用許可及び校内売店業者からの金銭提供について」、随時監査が実施（2006年5月22日）されましたが、「指摘事項」として「行政財産の使用料の減免基準は「減免することができる」場合を示したものであり、この基準に該当する場合においても「当然に減免できる」ものではない。売店業者に係る行政財産の使用料を免除するに当たっては、実際の収支等も考慮した上で、慎重に決定すべきものであった」と的確に指摘されました。この考え方は、本件使用許可処分に対しても十分に適用されなければなりません。

⑨ 共済組合が自動販売機設置事業により自販機設置業者から得ている「事務手数料」収入額は、【別紙2】によれば、2007年度の場合、自販機189台（たばこ自販機23台、飲料水等自販機166台）について2963万0305円でした。管理費（電気代等）として571万1784円を支出し、行政財産使用料は免除なので、純収入は2391万8521円にも達しています。

⑩ したがって、共済組合が2008年度についても自動販売機設置事業により同様に大きな収益をほぼ確実に見込むことができる蓋然性は高く、知事はその蓋然的事実を容易に把握し、公営企業管理者へもその事実を容易に伝え得る立場にあるのだから、知事等は共済組合に対する2008年度の行政財産の使用料（自動販売機の設置スペースに係るもの）の減免を検討するさい、このような収益の実際を慎重に考慮するならば、どうして同使用料の免除の現実的・具体的必要性はあり得ないところ、単に漠然と共済組合に一般的減免基準を機械的・形式的・更新的に適用して同使用料の免除を決定した行為は、当該減免規定の趣旨の解釈と運用を誤った不当なものであり、よって知事等に裁量権の乱用があったと考えられます。

⑪ 県庁舎等の県有施設（教育財産・警察財産及び公園等の指定管理者管理のものを除く）に自動販売機設置を申請できる立場を共済組合のみが排他的・独占的に有していると考えられる根拠はなく、自動販売機設置申請及び許可手続きには当然に競争性・公正性・透明性が確保されなければならず、そのさい、自動販売機設置の必要性そのものについても、共用スペースである通路や壁面の本来的・目的内的な有効活用（例、県施策の広報の積極的展開）

及び⑥で述べた地球環境への負荷の低減化の観点から見直しされなければならないと思われます。

⑫ なお、知事等は共済組合に対し、2008年6月に本件使用許可処分の一部の変更通知を行い、免除した使用料につき同年7月以降は徴収すると決定しています。

以上につき、「地方自治法」第242条（住民監査請求）第1項の規定により、別紙1及び別紙2の事実証明書を添え、当該損害を補填し、かつ不当な財産の管理の再発を防止するために必要な方策を行うなどの適切な措置を講ずるよう請求します。

2009年3月31日（火）

埼玉県監査委員あて

陳述時に「一 請求の要旨」の「(2) 請求の理由」に追加された事項

⑬ 以下、詳しく論証します。

請求人は埼玉県情報公開制度により、実施機関・埼玉県知事及び埼玉県公営事業管理者に対し、＜行政財産使用許可起案書（直近のもの）のうち、2008年4月1日現在設置中のたばこ自動販売機に係るもの＞、起案用紙、起案理由、申請書、許可書の部分＞を開示請求し、特定された起案文書の関係部分のコピーを入手しました。ただし、埼玉県総務部管財課が所管している県庁舎及び職員会館（財産名称の所在地は略す）の建物内に設置されているたばこ・飲料水自販機に係る公文書については、別途開示請求しました。これらの公文書開示請求により設置が明らかとなったたばこ・飲料水自販機のうち、本件住民監査請求の対象としたものは、設置許可申請者が共済組合となっていたものです。それらの自販機設置許可にかかる各財産名称、許可面積（1台当たり1㎡とみなされている）、設置台数、決裁者及び決裁日は次のとおりです。起案は県庁舎は一括して1件で、県庁舎以外の各財産はそれぞれ1件で行われていました。

県庁舎 24㎡ たばこ6台・飲料水18台 総務部長決裁

内訳	議事堂	2㎡	たばこ1台・飲料水1台		3月31日
	本庁舎	7㎡	たばこ1台・飲料水6台		
	第2庁舎	10㎡	たばこ2台・飲料水8台		
	第3庁舎	2㎡	たばこ1台・飲料水1台		
	別館	2㎡	たばこ1台・飲料水1台		
	衛生会館	1㎡	飲料水1台		
ii	職員会館	3㎡	たばこ1台・飲料水2台	総務部長決裁	4月1日
iii	中央地域創造センター	5㎡	たばこ1台・飲料水4台	総合政策部長決裁	3月27日
iv	さいたま県土整備事務所	4㎡	たばこ1台・飲料水3台	所長決裁	3月24日
v	行田県土整備事務所	4㎡	たばこ1台・飲料水3台	所長決裁	3月24日
vi	中川下水道事務所	4㎡	たばこ1台・飲料水3台	所長決裁	3月28日
vii	荒川左岸南部下水道事務所	3㎡	たばこ1台・飲料水2台	所長決裁	3月25日
viii	荒川右岸下水道事務所	2㎡	たばこ1台・飲料水1台	所長決裁	3月23日
ix	大久保浄水場	3㎡	たばこ1台・飲料水2台	場長決裁	4月1日
x	行田浄水場	3㎡	たばこ1台・飲料水2台	場長決裁	3月31日

⑭ 各自販機に係る行政財産使用料（電気代等の管理費を除く）は、当初許可ではすべて免除されていましたが、2008年6月に当該使用許可が一部変更され、使用料については同年7月1日以降分からは徴収されることになりました。ただし、県庁舎及び職員会館のたばこ自販機（計7台）については、共済組合が直営しているという理由で引き続き免除とされました。

本件請求で対象にした各財産ごとの自販機について、2008年6月の当該行政財産使用許可一部変更後に徴収された使用料の額（2008年7月～2009年3月分）及び免除のままとなっている使用料の額（2008年4月～6月分。合計で7万7260円）は次のとおりです。

i	県庁舎	18㎡	71316円	(年95001円)	23685円
	内訳 議事堂	1㎡	7837円		

【7月～3月分】（1年間の場合） 【4月～6月分】

	本庁舎	6㎡	13088円		
	第2庁舎	8㎡	39474円		
	第3庁舎	1㎡	2405円		
	別館	1㎡	4558円		
	衛生会館	1㎡	3954円		
ii	職員会館	2㎡	8116円	(年10811円)	2695円
iii	中央地域創造センター	5㎡	38996円	(年51947円)	12951円
iv	さいたま県土整備事務所	4㎡	24151円	(年32171円)	8020円
v	行田県土整備事務所	4㎡	15709円	(年20926円)	5217円
vi	中川下水道事務所	4㎡	23735円	(年31620円)	7885円
vii	荒川左岸南部下水道事務所	3㎡	19782円	(年26352円)	6570円
viii	荒川右岸下水道事務所	2㎡	9350円	(年12456円)	3106円
ix	大久保浄水場	3㎡	5265円	(年7020円)	1755円
x	行田浄水場	3㎡	16128円	(年21504円)	5376円

【合計77260円】

⑮ 共済組合が自販機設置事業により委託契約した業者（ポトラーまたはオペレーター）から得ている「事務手数料」収入額のうち、本件請求で対象にした各財産ごとの自販機と同収入額は、次のとおりです。（事実証明書の別紙2参照。飲料水等1本ごとの販売単価は標準価格より10円下げて定められているもよう）。

なお、試みに同事業の収支を見ると、本庁（i）県庁舎＋ii職員会館）の飲料水自販機の場合、共済組合が得た自販機1台当たりの手数料収入は52万6891円になります。一方、共済組合が負担した自販機1台当たりの支出は、スペース使用料（1台＝1㎡）として2906円、管理費（電気代）として3万4350円です。差し引きで自販機1台当たりの純収益は48万9635円になります。

i	県庁舎	11	職員会館	7	【2007年度の設置台数】	【2007年度の手数料収入額】
	本庁舎	1	議事堂	7	270万4224円	
	第2庁舎	1	第3庁舎	20	1053万7834円	
	別館	1	衛生会館	4	92万1869円	
ii	職員会館	2				
iii	中央地域創造センター	5				

iv さいたま県土整備事務所	たばこ 1 台・飲料水 3 台	37万1272円
v 行田県土整備事務所	たばこ 1 台・飲料水 3 台	27万2335円
vi 中川下水道事務所	たばこ 1 台・飲料水 3 台	75万4236円
vii 荒川左岸南部下水道事務所	たばこ 1 台・飲料水 2 台	50万4955円
viii 荒川右岸下水道事務所	たばこ 1 台・飲料水 1 台	32万0309円
ix 大久保浄水場	たばこ 1 台・飲料水 2 台	40万2806円
x 行田浄水場	たばこ 1 台・飲料水 2 台	16万5643円
	【合計1695万5483円】	

⑩ 共済組合が知事等により使用を許可された行政財産（自販機 1 台当たり 1㎡）の使用料を免除された理由については、例えば指令管財第 24-1 号（2008 年 4 月 1 日・埼玉県知事。事実証明書の別紙 1 の②参照。財産名称は職員会館）の起案書の起案理由を見ると「使用料減免の理由・地共法第 18 条第 2 項（減免基準 1）」（資料として「行政財産使用料減免基準」が添付されていた）と説明されていました。知事管理権限下のある他の財産の場合も、また公営企業管理者の管理権限下のある財産の場合も、本件請求での自販機設置に係る使用料免除の理由は、総務部長が財産管理の統括権限を持つので、基本的に同一だと考えられます。この免除決定は果たして妥当といえるのでしょうか。

まず、同使用料免除理由に記載の「地共法第 18 条第 2 項」とは次の規定です。

\* 「地方公務員等共済組合法」

第 18 条（地方公共団体の便宜の供与）

第 2 項 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

次に、同使用料免除理由に記載の「減免基準」とは、「行政財産使用料減免基準」のことで、「減免基準 1」の規定は次のとおりです。

\* 「行政財産使用料減免基準」

（免除又は減額できる場合）

- 1 県職員、県立学校の生徒等行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等を設置する場合

(1) 職員の福利厚生団体が利用するとき  
 (2) 利用者が生徒、患者等若しくはそれらの関係者に限られるとき  
 この「行政財産使用料減免基準」は次の総務部長通達により、「別表」として定められたものです。

\* 「行政財産の使用料に関する条例の一部改正及び使用許可事務の取扱いについて（依命通達）」（1965 年・管財第 28 号。総務部長通達。最終改正 2007 年・管財 784 号）

「2」の「(11)」

使用料条例第 3 条の定めるところにより、使用料を減額し、又は免除しようとする際の基準（以下「減免基準」という。）は、別表（行政財産使用料減免基準）のとおりとすること。使用料を減免する場合は、使用目的、公共性、公益性、重要性又は県行政に及ぼす効果等を総合的に勘案し慎重に決定すべきものであること。ただし、この基準によりがたいものについては、別途管財課と協議すること。

この総務部長通達の運用については、次の管財課長通知により定められています。

\* 「行政財産の使用料に関する条例の一部改正及び使用許可事務の取扱いに関する通達の一部改正に伴う事務取扱いについて」（1998 年 3 月 5 日・管財 1306 号。管財課長通知）

7 使用料減免について

(1) 改正通達の別表に定める使用料の減免基準は、「減免することができる」場合を示したものであり、基準に該当した場合に「当然に減免できる」ものではない。使用料は全額徴収が原則なので、減免を行う場合それが必要とする理由を明確にしておくこと。

(2) 別表の使用区分 1 の項中では減免区分が分かれているが、その適用の目安は次のとおりとする。

ア 「免除又は減額できる場合」とは、食堂、売店等の利用が専ら財産内に常駐している者等に限られ、外部からの利用が見込まないときである。

イ 「2 分の 1 以下に減額できる場合」とは、財産を直接利用する者以外に、食堂、売店等を外部の者も利用することが可能などときである。

ウ いずれの場合も、使用の目的、実際の収益、地理的条件及び使用者の営業努力等を考慮し、慎重に決定すること。

行政財産の使用料の減免の根拠となる「行政財産の使用料に関する条例」(1964年・条例17号)の当該規定は次のとおりです。

\* 「行政財産の使用料に関する条例」(1964年・条例17号)

第3条 (使用料の減免)

知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。

二 前号のほか、特別な理由があると認められるとき。

また、これらの例規とは別に、かつて総務部管財課1989年9月に研修資料として作成した『行政財産の使用許可の手引き』には、使用料の減免について次のように説明されていました。

\* 『行政財産の使用許可の手引き』(総務部管財課・1989年9月。研修資料)

「…公益法人であるからといって、直ちに減免対象となるものではなく、直接住民の利益となる公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため等、限定的に解釈すべきである」(10ページ)

「行政財産の使用許可をする場合は、当該財産の使用により当該財産本来の目的が阻害されないことを期するため、相手方の選定にあたっては、資力、信用等を十分調査することになっているので、使用許可を受けた団体・業者等が赤字経営であるとか、使用料・管理費を支払えないなどの経済的理由により減免することはできない。」

「使用料減額の割合については、使用目的及びその公共性、公益性、重要性又は県の行政に及ぼす効果等を総合的に勘案して慎重に決定すべきものである」

「安易に減免しないようお願いしたい」

「…本来減免の対象にならないものについて、減免している場合は…全額徴収する方向で検討していただきたい」(以上、11ページ)

⑰ 知事が行政財産の使用料を免除又は減額できる場合は、「行政財産の使用料に関する条例」第3条(使用料の減免)の1号又は2号に該当するときに

限られます。すなわち、a 公用目的、b 公共用目的、c 公益目的、の事業のほか、d 特別の理由があると認められるときです。しかしながら、これらの要件の定め方は概括的・抽象的であり、決裁権者(課長又は所長等)の解釈・裁量の余地が大きく、ときには恣意的判断により使用料徴収の原則を維持できなくなる恐れが生じかねません。もともと行政財産の目的外使用の許可自体が例外的措置であり、さらに使用料の減免も例外的措置のいずれにもかかわらず、現状の同規定では、“例外的例外”であるべき使用料減免が、いわば常態化されかねません。

「埼玉県行政手続条例」(1995年・条例65号)第5条(審査基準)には、行政手続の公正性の確保と透明性の向上を図るため、「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない」と定められています。管財課で公表されている現行の使用料減免審査基準は、1996年4月の当初制定の内容のままで、「個々の事案について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難」と表示されていました。はたしてさらなる具体的な基準を定めることは本当に困難なのでしょうか。県行政手続条例の理念が忘れられているのではないのでしょうか。

また、現行の「行政財産使用料減免基準」(総務部長通達の別表)の内容は、「行政財産の使用料に関する条例」第3条で定められている各要件との対応関係・整合性が明確でなく、たんに形式的・外形的な規定に過ぎず、かえって“例外(使用料免除)の常態化”を促す根拠になりかねません。

使用料減免の実質的な審査基準と見なせるものは、ひとまず総務部長通達、管財課長通知及び『手引き』に示されている考え方や留意事項になるといえるでしょう。それらを改めて次に整理してみます。

- a 使用料は全額徴収を原則とする。
- b 減免を行う場合は、その理由を起案書に具体的かつ明確に記載する。
- c 「減免することができる」とは「当然に減免できる」ことを意味しない。
- d 「使用」の内実は“使用収益”でもあることに留意する。

\* 「国有財産法」では「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる」(18条3項)と規定されているので、よく“使用収益”と表現されます。

e. 使用の実際の目的、実質的な使用者、実際の収益、使用者の営業努力等を総合的に考慮する。

\* 「埼玉県財務規則」でも、「公有財産の管理に当たっては…利用状況が適正かどうか…特に…留意しなければならない」(146条)と規定されています。つまり、適正に利用されているかどうか、その状況の正確な把握が求められています。

\* 実質的な使用者及び実際の収益については、委託契約書・賃貸契約書・覚書・損益計算書・売上実績表などにより確認する必要があります。

f. 使用の必要性・重要性及び県行政に及ぼす効果を考慮する。

\* 例えば、たばこ自販機については「健康増進法」に照らして庁舎内設置が職員の福利厚生のために必要不可欠だったのでしようか。また飲料水自販機については、「埼玉県環境指針」に照らして、地球環境への負荷の低減化、あるいは職員・県民のライフスタイルの見直しの観点から、設置を抑制すべきではないでしょうか。

g. 申請者が公益法人(相当団体を含む)であっても、直ちに減免要件に該当すると認めるのではなく、直接住民の利益となる公共用又は公益を主たる目的とする事業の用に供されているのか等の実質を確認し、限定的に解釈する。

h. 「免除又は減額できる場合」とは、食堂、売店等の利用が専ら財産内に常駐している者等に限られ、外部からの利用が見込めないときとする。

i. 「2分の1以下に減額できる場合」とは、財産を直接利用する者以外に、食堂、売店等を外部の者も利用することが可能なときとする。

j. 使用許可の相手方の選定にあたっては、資力、信用等を十分調査することになっているので、使用許可を受けた団体・法人・業者等が赤字経営であるとか、使用料・管理費を支払えないなどの経済的理由により減免することはできない。

⑱ 以上の審査基準(考え方及び留意事項)に加えて、今までに、監査委員による行政監査及び包括外部監査人による包括外部監査においても、使用料減免基準に関係する指摘や意見が提示されてきました。

『2005年度 行政監査報告書』(2006年3月3日付埼玉県報。埼玉県監査

委員から議会議長・知事・教育委員会委員長・公安委員会委員長へ提出)においては、〈行政財産使用許可の内容を見直し、使用料収入の適正な確保を図ることは、厳しい県財政の中で重要な課題である。〉(1ページ、10~13ページ) 旨の指摘がなされていました。

『2003年度 包括外部監査結果報告書』(2004年3月23日。包括外部監査人松本栄一から議会議長・知事・監査委員へ提出)においては、「職員の福利厚生事業の事務執行について」が外部監査の対象とされ、〈地方公務員等共済組合法第18条に定められている便宜供与は県の財政負担によって行われているので、費用対効果の関係を検証し、効率的な運用が必要である〉(131ページ) 旨の指摘がなされていました。つまり、共済組合の自販機設置事業による実際の収益を踏まえ、県は共済組合に対して使用料を免除することなく、歳入の確保に努めるよう求める趣旨と解せるのではないのでしょうか。

『2004年度 包括外部監査結果報告書』(2005年3月24日。包括外部監査人原口博から議会議長・知事・監査委員・教育委員会へ提出)においては、「県立学校の財務執行について」が外部監査の対象とされ、〈学校に設置の自販機の使用料は免除されているので、一旦設置の機会を持った業者にとつてはかなりの収入源が継続的に確保されることになる〉(30ページ) 旨の指摘がなされていました。県立学校の場合は業者が直接に許可申請していることが多いようですが、共済組合の場合であっても同様です。使用許可手続きにおける競争性と公正性と透明性がほとんど実現されていなかったのではなないでしょうか。長年にわたり共済組合に対する使用許可が既得権化し、事実上、業者は使用許可申請をできなかつたと思われれます。

『2007年度 埼玉県包括外部監査結果報告書』(2008年3月19日。包括外部監査人佐渡一雄から議会議長・知事・監査委員へ提出)においては、「県有財産の管理と活用について」が監査テーマとされ、監査の視点のひとつとして〈県民に対して、県有財産の管理・活用の状況について、適切に説明されているか(適切な情報開示)〉が示され、また、現行の公有財産システムの改善点が数多く指摘されていました。同監査は行政財産使用許可の全体状況を対象とするものではなかつたので、使用料の減免については検討されていませんが、同システムでは使用料減免の種類・額及び理由等が管理の対象になく、加えて、使用許可そのものの入力漏れが多くあるのが現状です。これでは、「埼玉県財務規則」第146条(公有財産管理上の留意事項)で定めら

れている「使用を許可…している公有財産の利用状況が適正であるかどうか」の点検を遂行できません。つまり、各財産管理者が使用料減免の基準をどのように運用しているのか、財産管理の統括者である総務部長はその実態を一元的に把握できない状況となっています。

以上

事実証明書(資料名を記載、内容は略)

別紙1

- ① 行政財産使用許可書(平成20年3月31日付け指令管財第1218—1号)の写し
  - ② 行政財産使用許可書(平成20年4月1日付け指令管財第24—1号)の写し
  - ③ 行政財産使用許可書(平成20年3月31日付け指令中創セ第634—3号)の写し
  - ④ 行政財産使用許可書(平成20年3月24日付け指令第1955号)の写し
  - ⑤ 行政財産使用許可書(平成20年3月24日付け指令行整第2116号)の写し
  - ⑥ 行政財産使用許可書(平成20年4月1日付け指令中下第632号)の写し
  - ⑦ 行政財産使用許可書(平成20年3月26日付け指令荒南下第676号)の写し
  - ⑧ 行政財産使用許可書(平成20年3月25日付け指令荒右下第1067号)の写し
  - ⑨ 行政財産使用許可書(平成20年4月1日付け指令企局大第42—1号)の写し
  - ⑩ 行政財産使用許可書(平成20年3月31日付け指令企局行第650号)の写し
- 別紙2 「平成19年度自動販売機設置状況(共済組合)平成20年3月31日現在」と題する資料の写し

陳述時に提出のあった資料

- ①の1・2 ヨミダス文書館(2006.04.05)の資料の写し
- ② ヨミダス文書館(2006.04.08)の資料の写し
- ③ ヨミダス文書館(2006.06.30)の資料の写し
- ④ 公有財産管理簿(警察学校・使用許可・平成19年4月1日～平成20年3月31日)の写し
- ⑤ ヨミダス文書館(2000.09.19)の資料の写し
- ⑥ ヨミダス文書館(2002.05.25)の資料の写し

- ⑦ ヨミダス文書館(2003.03.28)の資料の写し
- ⑧ ヨミダス文書館(2003.09.11)の資料の写し
- ⑨ ヨミダス文書館(2005.11.15)の資料の写し
- ⑩ ヨミダス文書館(2006.03.09)の資料の写し
- ⑪ ヨミダス文書館(2006.03.28)の資料の写し
- ⑫ ヨミダス文書館(2006.03.30)の資料の写し
- ⑬ ヨミダス文書館(2008.09.29)の資料の写し
- ⑭ ヨミダス文書館(2009.03.08)の資料の写し
- ⑮ ヨミダス文書館(2009.03.10)の資料の写し
- ⑯ ヨミダス文書館(2009.03.11)の資料の写し
- ⑰ ヨミダス文書館(2009.03.12)の資料の写し
- ⑱ ヨミダス文書館(2009.04.02)の資料の写し
- ⑲ 「掲載記事検索—掲載記事」と題する資料の写し
- ⑳ 朝日新聞2008年3月25日付け記事の写し
- ㉑ 朝日新聞2008年4月13日付け記事の写し
- ㉒ 朝日新聞2009年1月16日付け記事の写し
- ㉓ 「掲載記事検索—掲載記事」と題する資料の写し
- ㉔の1・2 毎日新聞2000.09.06付け記事の写し

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八—八二四—二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouthome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 四八—八六二—二九〇二(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	--